

# 官報號外

明治三十四年三月二十一日 水曜日

印 刷 局

## ○第十五回衆議院議事速記録第十六號

明治三十四年三月二十日(水曜日)午後一時九分開議

議事日程 第十六號 明治三十四年三月二十日

午後一時開議

一 (第二號)明治三十四年度歲入歲出總豫算追加案

二 (追第一號)豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要  
スル件

三 永代借地權ニ關スル法律案(政府提出)

四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

五 葉煙草專賣法中改正法律案(西原清東外)  
(十五名提出)

六 潛職法案(後藤文一郎)  
(外九名提出)

七 社寺上地林處分法案(出水彌太郎)  
(外六名提出)

八 存置ヲ要セサル國有林野ノ特賣ニ關スル  
法律案(佐治幸平外)  
(六名提出)

九 狩獵法改正法律案(恒松隆慶外)  
(五名提出)

十 狩獵法改正法律案(堀越寛)  
(二名提出)

十一 郵便貯金利子割増ニ關スル法律案(藤金)  
(作外)

十二 鐵道敷設法中改正法律案(重野謙次)  
(郎提出)

十三 鐵道敷設法中改正法律案(高須賀穂外)  
(五名提出)

十四 鐵道敷設法中改正法律案(高岡忠輝外)  
(三名提出)

十五 鐵道敷設法改正ニ關スル建議案(石黒油一郎)  
(外三名提出)

十六 鐵道線路調査費ニ關スル建議案(重野謙次)  
(郎提出)

十七 不動產登記法中改正法律案(松島廉作外)  
(一名提出)

十八 町村制中改正法律案(松島廉作外)  
(一名提出)

十九 煙地價特別修正法律案(平岡萬次)  
(外四名提出)

二十 刑法中改正法律案(安藤龜太郎)  
(外四名提出)

二十一 刑法中改正法律案(安藤龜太郎)  
(外二名提出)

二十二 刑法中改正法律案(安藤龜太郎)  
(外四名提出)

二十三 民法中改正法律案(安藤龜太郎)  
(郎提出)

二十四 鍼下年期新開免租年期地價据置年期ノ延長ニ  
關スル法律案(早川龍介外)  
(三名提出)

二十五 開墾地開拓地新開地年期繼續ニ關スル法律案  
(早川龍介外)  
(三名提出)

第一讀會

二十六 舊神官配當祿處分法案(永井嘉六郎)  
(外一名提出)

二十七 野蒜築港ニ關スル建議案(菅原傳外)  
(五名提出)

二十八 帝國古蹟取調會國庫補助ニ關スル建議案  
(早川龍介外)  
(五名提出)

二十九 私設鐵道新線路敷設ニ對シ補給利子ヲ付與  
スル件ニ關スル建議案(恒松隆慶外)  
(二名提出)

三十 史談會國庫補助ニ關スル建議案(根本正外)  
(二名提出)

第一讀會

三十一 酒類造石稅納期改正ニ關スル建議案(長坂重  
孝外四)  
(委員長報告)

三十二 名和昆蟲研究所ニ交付スヘキ國庫補助金追  
加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣示外)  
(四名提出)

三十三 外國語學校擴張ニ關スル建議案(神藤才)  
(一提出)

三十四 農會補助金追加豫算ノ提出ニ關スル建議案(稻垣示外)  
(二名提出)

三十五 關スル建議案(二名提出)

三十六 花窟神社ニ關スル建議案(栗原亮一外)  
(二名提出)

三十七 元寇殉難者國祭ニ關スル建議案(安部井磐根)  
(外一名提出)

三十八 家祿賞典祿處分法施行ニ關スル建議案(恒松隆慶外)  
(十六名提出)

三十九 千島開發ニ關スル建議案(松岡長康外)  
(二名提出)

四十 补助貨幣ノ改鑄ニ關スル建議案(栗原亮一外二)  
(十八名提出)

四十一 公債抽籤償還ノ實施ニ關スル建議案(栗原亮一外二)  
(十八名提出)

四十二 請願法制定ノ建議案(平岡萬次郎)  
(外四名提出)

○議長(片岡健吉君) 諸般ノ報告ヲ致シマス  
(書記朗讀)

政府ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ  
(特追第一號)明治三十四年特別會計歲入歲出豫算是加案

(追第四號)豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約ヲナスヲ要スル件  
鐵道敷設法中改正法律案

事業公債條例中改正法律案

大村和吉郎君外三名提出足尾礦毒調查會設置ニ關スル質問ニ對シ末松内務

林農商務兩大臣ヨリ降旗元太郎君提出議院ノ體面及議員ノ特權ニ關スル質

問ニ對シ金子司法大臣ヨリ後藤文一郎君外九名提出司法機關運用ニ關スル

質問ニ對シ金子司法大臣ヨリ島田三郎君外五名提出足尾銅山礦毒ノ件ニ關

シ院議ヲ空フセレ處置ニ對スル質問ニ對シ末松内務林農商務兩大臣ヨリ工

藤行幹君提出外交ニ關スル質問ニ對シ加藤外務大臣ヨリ白井哲夫君提出馬

山及鎮海ニ關スル質問ニ對シ加藤外務大臣ヨリ左ノ答辯アリ

衆議院議員大村和吉郎君外三名提出足尾礦毒調查會設置ニ關スル質問ニ

對シ別紙内務農商務兩大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月十九日

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員大村和吉郎君外三名提出足尾銅山礦毒調査會設置ニ關

スル質問書ニ對スル答辯書

足尾銅山附近地方ニ於ケル礦毒被害ニ關シテハ已ニ救濟ノ方法ヲ施シ尙

水調査中ニ屬シ慎重ヲ要スルヲ以テ未タ調査ノ結果ヲ見ルニ至ラス然レ

トモ今特ニ調査委員會ヲ設クルカ如キハ其必要ヲ認ムニ至ラス

右及答辯候也

明治二十四年三月十八日

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員大村和吉郎君外三名提出足尾銅山礦毒調査會設置ニ關

スル質問書ニ對スル答辯書

足尾銅山附近地方ニ於ケル礦毒被害ニ關シテハ已ニ救濟ノ方法ヲ施シ尙

水調査中ニ屬シ慎重ヲ要スルヲ以テ未タ調査ノ結果ヲ見ルニ至ラス然レ

トモ今特ニ調査委員會ヲ設クルカ如キハ其必要ヲ認ムニ至ラス

右及答辯候也

明治二十四年三月十八日

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員降旗元太郎君提出議院ノ體面及議員ノ特權ニ關スル質問ノ件

ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月十八日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員降旗元太郎君提出議院ノ體面及議員ノ特權ニ關スル質

問ニ對スル答辯書

議員ノ勾留ニ付キ議院ニ通知ヲ爲スコトハ法律ノ命セサル所ニシテ政府

ハ其義務ナキモノト信ス本質問ト同一ノ件ニ付キ第九回及第十回帝國議

會ニ於テ議員田中正造君ノ質問ニ對シ政府ハ既ニ前述ノ趣旨ヲ以テ之レ

カ答辯ヲ爲シタリ

右及答辯候也

明治三十四年三月十八日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議員後藤文一郎君外九名提出司法機關運用ニ關スル質問ニ對シ別

紙司法大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月十九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員後藤文一郎君外九名提出司法機關運用ニ關スル質問ニ

シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月十八日

司法大臣男爵金子堅太郎

衆議院議長片岡健吉殿

(別紙)

衆議院議員後藤文一郎君外九名提出司法機關運用ニ關スル質問ニ

對スル答辯書

公訴ノ提起ハ固ヨリ檢事ノ職責ナリ然レトモ檢事ハ被告事件ノ模様ニ因

リ之ヲ取捨スル自由ヲ有ス故ニ犯罪アルコトヲ認知シ又ハ犯罪アリト思

料シタル場合ト雖モ概ニ公訴ヲ提起スルコトヲ要スルモノニ非ス質問

書ニ掲ケタル告發事件ニ付キ東京地方裁判所檢事カ被害官吏ノ意思ヲ參

酌シ公訴ヲ提起セサリシモ亦前顯ノ理由ニ出ツルモノナルニ因リ政府ハ

之ヲ以テ檢事ノ職務ヲ曠怠シタルモノト認メス

右及答辯候也

明治三十四年三月十八日

司法大臣男爵金子堅太郎

(別紙)

衆議院議員島田三郎君外五名提出足尾銅山礦毒ノ件ニ關シ院議ヲ空フセ

シ處置ニ對スル質問ニ對シ別紙内務農商務兩大臣答辯書及御回付候也

明治三十四年三月十九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

(別紙)

衆議院議員降旗元太郎君提出議院ノ體面及議員ノ特權ニ關スル質問ノ件

ニ對シ別紙答辯書差進候也

明治三十四年三月十八日

司法大臣男爵金子堅太郎

(別紙)

衆議院議員島田三郎君外五名提出足尾銅山礦毒ノ件ニ關シ院議ヲ空フセ

シ處置ニ對スル質問ニ對シ答辯セシ如クニシテ政府ハ

諸般ノ調査ヲ爲シテ、アリ決シテ等閑ニ附シ居ルニ非ラス

右及答辯候也

明治三十四年三月十八日

農商務大臣

郵便貯金利子割増ニ關スル法律案

委員長

藤 金 作君

理事

長瀬清一郎君

衆議院議員藤行幹君提出外交ニ關スル質問ニ對シ別紙外務大臣答辯書

及御回付候也

明治三十四年三月十九日

内閣總理大臣侯爵伊藤博文

關稅定率法附屬輸入稅表中改正法律案

提出者

早川龍介君 新井章吾君

衆議院議長片岡健吉殿

士官衛末松謙澄

根本正君ヨリ衛生及政費ニ關シ、高木正年君ヨリ伊豆七島ニ於ケル區裁判

所設置ニ關シ質問主意書ヲ提出セラレタリ

(左ノ質問書ハ朗讀ヲ經サルモ參照ノタメ茲ニ掲載ス)

(別紙)

衆議院議員藤行幹君提出ノ外交ニ關スル質問書ニ對スル別紙答辯書差進也

明治三十四年三月十八日

外務大臣加藤高明

明治三十四年三月十九日

提出者

天野若圓君 金森吉次郎君

衆議院議員藤行幹君提出ノ外交ニ關スル質問書ニ對スル別紙答辯書差進也

明治三十四年三月十八日

衆議院議長片岡健吉殿

明治三十四年三月十九日

提出者

岡本松太郎君

衆議院議員藤行幹君提出ノ外交ニ關スル質問書ニ對スル別紙答辯書差進也

明治三十四年三月十八日

衆議院議員白井哲夫君提出馬山及鎮海ニ關スル質問ニ對シ別紙外務大臣

明治三十四年三月十九日

提出者

新井章吾君

衆議院議員白井哲夫君提出ノ馬山及鎮海ニ關スル質問書ニ對スル

明治三十四年三月十九日

提出者

岡本松太郎君

一會計年度ノ末ニ於テ豫算ノ過剰セル金額アラハ之ヲ翌年度ノ歲入ヘ組入スヘキモノナルニ其正則ヲ踏マス年度末ニ於テ各官廳共政費濫出スルノ弊害ナキヤ假令ハ内務省カ明治三十二年度其廳費ノ部ニ於テ四月ヨリ二月迄十一箇月間ハ毎月平均仕拂高二千四十九圓二十錢ノ割合ナリ然ルニ年度末即チ三月ノ仕拂高一万五千五百三十五圓二十九錢七厘ナルヲ以テ之ヲ通常ノ毎月仕拂高ニ比スレハ五倍一割四分ノ増額トナルナリ會計年度ノ末ナル三月ノ月ニ限り如斯五倍以上ノ支出ヲ要スルノ理アルナシ然ルニ三月ニ限り如斯多額ノ支出アルハ豫算ニ過剰金アルカ故ナリ該過剰金ハ翌年度ノ歲入ニ組込ム可キモノナルニ之ヲ組入レス徒ニ支出セントスルカ爲メ已ムヲ得ス高價ノ物品ヲ購入スルノ弊害アルニ至レリ茲ニ其一例ヲ舉ケハ明治三十三年三月九日官報第五〇〇三號ニ記載セル遞信省通信局カ瓦斯機械一臺購買入札ノ一事ヲ以テ知ルニ足レリ何トナレハ該入札ノ開札ハ三月二十六日ニシテ納品ノ期日ハ同月三十一日限リトス然ラハ落札ト納品トノ間僅ニ六日ニシテ輸入品タル機械ナルヲ以テ何人モ之ヲ六日間ニ海外ヨリ輸入スルコト能ハス故ニ入札購買ノ名目コソアレ其實該機械ヲ所持シタル某商店ニ限り特賣ノ權ヲ得タル入札ナルモノニシテ如何ニ高價ナルモ他ニ競争者ノアルヘキ理ナシ若シ斯ノ餘剩金アル時ハ之ヲ翌年度ノ歲入ニ組込ミ更ニ四月後ノ豫算ニ於テ充分ノ時日ヲ與入札競争ノ本旨ニ叶フ方針ヲ取ラハ物品ヲ高價ニ購買シ政費濫出ノ弊害ナキニ至ルヘシ政府ハ何故爰ニ注意セサルヤ

右質問候間政府ハ速ニ答辯有之度候也

伊豆七島ニ於ケル區裁判所設置ニ關スル質問書

提出者 高木 正年 明治三十四年三月二十日

贊成者 大村 和吉郎 外三十名

質問主意書

東京府下伊豆七島中大島三宅島御藏島式根島神津島等ハ新島區裁判所ノ所轄ニ屬シ候處此ノ間ノ距離甚タ僻遠ニシテ其ノ間而モ安然ナル航海ノ設ケナク煩ル住民ノ不便ヲ感セシメ加フルニ人文ノ進化事件ノ増加ヲ來タシ候處其居島ヨリ新島ニ裁判ヲ仰カントスルヤ多クハ道ヲ東京ニ求メ翻テ裁判所設置地ニ赴カサルヲ得サルカ爲メ幾多ノ時日ト尠ナカラサル旅費テ費ササルヲ得ス故ニ訴訟ノ少ナルモノハ其要求金額以上ノ失費ヲナサ、ルヲ得サルニ至リ此等ノ不便ハ延イテ債權ノ保護ヲ全フスル能ハサルノミナラス少額ノ貸借ハ其危險ナルカ爲メニ殆ント貸借ノ道ヲ杜絶セリ就中不便ノ最モ甚タシキハ戸籍法ノ取扱ニシテ之レヲ實施シ假令ヘハ戸主死亡シテ親族會ノ開始ヲ求メントスルニ當リ之ヲ郵便ニ托スレハ其往復三箇月以上ノ日子ヲ空過スルカ爲メニ繼承者ヲ得可カラス其他法律ノ時效ヲ失スル甚タ多

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ會議ヲ開キマス、請願委員長カラ、此際請願委員會ヲ開キタイト云フコトデアリマスガ、許可シテ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス  
○戸狩權之助君(九十六番) 山形縣ノ郡分合ノ委員會ヲ開キタウゴザリマス  
○議長(片岡健吉君) 戸狩權之助君ヨリ山形縣郡分合ノ委員會ヲ開キタイト云フ請求アリマスガ、許可シテ御異議アリマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——安部井磐根君  
(安部井磐根君演壇ニ登ル)  
○安部井磐根君(百三十四番) 本員ハ此質問書ヲ提出致シマシタ、讀ミマス明治二十三年十月三十日下シ賜リタル勅語ニ對シ近來數種ノ新聞雜誌ニ現レシ所ノ撤回說ナルモノアリ實ニ恐懼ノ至ニ堪ヘサル次第ニシテ不問ニ措ク能ハス依テ是カ事實ヲ訊シ明答アランコトヲ望ム  
斯様ナ不祥ナコトハ、日本臣民トシテアラレベキコトデナイト信ジマス(ナイ)ト呼フ者アリ併ナガラ續々現レマシテ文部ト云フ省名モアリ、國民ノ分トシテ、今日ハ黙脩身教科書起草委員ト云フ職名モアリ、中澤ト云フ苗字モアリマス、サウシテ其取消モアリマセヌ、本員ハ昨年二月勅語ノ普及ヲ院議ヲ以テ建議シ置キマシタガ、ソレニ拘シテ此質問ヲ爲スノヂヤナイ、國民ノ分トシテ、今日ハ黙黙ニ付スルコトガナラヌト信ジマス、ソレテ其有無ヲ嚴密ニ取調べテ其答辯ヲ聽キタイ、斯ウ云フ譯デゴザリマス、此處ニ新聞雜誌ノ切抜ガアリマス、是ハ参考書ニ差出シマス、併シ讀メバ長ウナリマスカラ、議會ノ然諾ヲ得マシテ、速記録ニ載セルコトニ致シタウアリマス  
(参照)

本年一月二十日發行ノ日本主義ナル雜誌第五十三號中ニ文部省ノ一大怪事ト題シ左ノ文アリ  
「綸言汗ノ如シ」トハ古來日本ノ格言ナリコレ綸言ノ撤回スペカラザルヲ云ヘルモノナリ其必ズ遂行セラレザル可カラザルヲ云ヘルモノナリ「教育勅語」ハ畏クモ天皇陛下ノ我國ノ德ヲニセントノ聖旨ヲ以テ下シ給ヘル綸旨ニシテ吾人臣民タル者ハ必ズ之レニ遵順シ眷々之ヲ服膺スベキモノタルナリ

然ルニ時ニ狂人ヲ生ジ畏レ多クモ此勅語ノ撤回ヲ云フ者アルニ至リテハ吾人ハ實ニ慨歎セザル能ハザルナリ

以下略ス又其十八「ページ」ニ曰ク  
勅語 撤回論ヲ爲スガ如キ大不敬漢中島某ナル壯士ヲシテ模範修身書編  
纂委員トスルガ如キハ大ニ攻撃セザル可カラザルナリ  
トアリ而シテ二月一日發行ノ富士新聞ニ

### 教育勅語ノ撤回ヲ唱フ

〔文部大臣如何カニヲ處分セントスル〕

皇室ノ尊ブベク綸旨ノ重ズベキハ憲典ヲ待テ然ルニ非ズ卽チ皇室ハ邦家ノ根源ニシテ綸旨ハ臣民ノ標準ナレバ也故ニ皇室ニ向テ不敬ヲ勵キ綸旨ニ對シテ危言ヲ放ツ者アレバ之ヲ大罪ニ問ヒ之ヲ極罰ニ處セザルベカラザル也  
然リ而シテ茲ニ一箇ノ狂漢顯レタリ國文脩身書ノ編輯起草委員ニ中島某ナル者アリ素ト是レ鄙吝ノ小人田舎ノ無賴漢面カモ文部大臣ノ明識ナキニ縁リテ遂ニ選拔セラレスノ職ヲ汚スニ至レリ彼ハ原來淺學狹識ニシテ較麥ヲ辨ゼザルノミナラズ歐洲思想ノ舊弊學流ニ心醉シ常ニ教育勅語ノ撒回ヲ口ニシテ毫モ忌憚スル所ナキ者也追思スレバ明治三十一年時ノ文部大臣尾崎行雄氏ガ神田ナル帝國教育會ニ於テ一場ノ演説ヲナセシ時ニ當リ彼ハ湯本武比古氏ニ向テ教育勅語ノ撤回ヲ藉シタリ事當時ノ新聞紙上ニ記載セラレテ今尙ホ世人ノ記憶スル所ナリ然リ彼レ其後國文脩身書ノ編輯起草委員トナルヤ其職ヲ利用シテ益其狂説ヲ主張シ居ルト云フ不敬モ亦極レリト謂フベキ也  
道路説アリ言フ先般ノ高等教育會議ニ提出セムトセシ議案中ニ「教育勅語撤回案」ナルモノアリ會議ニ提出スル丈ハ憚リタルモ祕密ニ其議案ヲ會員ニ示シタリト而シテ之レカ張本人ノ中島某ナルコトハ問ハズシテ明カナリ噫何等ノ不敬漢ゾ妄リニ勅語ノ撤回ヲ主張スル所以ハ卽チ我國固有ノ忠孝ノ教育ヲ以テ保守頑陋ナリトナスマモノニシテ而カモ我建國ノ基礎ヲ破壊セムトスル者ニ外ナラザル也  
抑モ教育勅語ハ 我皇ノ至聖至德ナル乃チ 神祖神宗ノ遺訓ニ基キ玉ヒテ臣民ノ遵守スペキ標準ヲ立テサセラレタルモノニシテ實ニ古今ニ通ジテ謬ラズ中外ニ施シテ悖ラザル大訓也然ルニ彼レ中島ナルモノ淺學狹識ノ身ヲ以テ妄リニ歐洲舊弊學流ノ皮想見ニ心醉シ大膽ニモ之レガ撤回ヲ主張ス其不敬ヤ之ヲ大罪ニ問ヒ之ヲ極罰ニ處ス尙ホ厭キ足ラザル者ナリト雖モ抑々亦此ノ無賴漢ヲ選拔シテ脩身書編輯起草委員トナシタル文部大臣ノ疎虞不明ノ責尙更ラニ大ナルモノナクンバアラザル也  
然ラバ則チ文部大臣タル者速ニ其實否如何ヲ調査セシメ中島ノ言動ニシテ果シテ世説ノ如クナラムニハ乃チ中島某ヲ以テ皇室ニ對シ社會ニ對シテ疎虞不明ノ罪ヲ鳴謝セザルベカラズ若シ夫レ之ヲ等閑ニ附シテ何等ノ處分スルナカラシカ文部大臣亦タ彼ノ狂漢ト同一ノ意見ヲ有スル者ト言ハザルベカラズ然リ文部大臣ニシテ果シテ斯ノ如キ意見ヲ有スル者ナリトセバ之ヲ

國家ノ公賊ト言フ敢テ不可ナク國家ノ公賊ニシテ一日モ大臣ノ地位ニ在タルコトハ今更ラ申スモ畏レ多キ次第ニシテ我國民タルモノ教育家タルモノ日夜聖慮ノ在ルトコロヲ奉戴シテ唯其及バザランコトヲ懼レザルベカラズ然ルニ底事ゾ途上傳フルトコロニヨレバ文部省脩身書編輯起草委員某ナルモノ夙ニ教育勅語撤回ノ意見ヲ抱クト又曰ク先般ノ高等教育會議ニ提出セントセシ議案中ニ教育勅語撤回案ナルモノアリト咄々怪事實ニ意外ノ風説ナリト謂ハザルベカラズ

又二月十五日發行ノ教育時論中ニ  
教育勅語ノ煌々灼々實ニ古今ニ通ジテ謬ラズ中外ニ施シテ悖ラザル大訓タルコトハ今更ラ申スモ畏レ多キ次第ニシテ我國民タルモノ教育家タルモノ日夜聖慮ノ在ルトコロヲ奉戴シテ唯其及バザランコトヲ懼レザルベカラズ然ルニ底事ゾ途上傳フルトコロニヨレバ文部省脩身書編輯起草委員某ナルモノ夙ニ教育勅語撤回ノ意見ヲ抱クト又曰ク先般ノ高等教育會議ニ提出セントセシ議案中ニ教育勅語撤回案ナルモノアリト咄々怪事實ニ意外ノ風説ナリト謂ハザルベカラズ

ト記載セリ二月二十二日發刊ノ日本新聞ニハ

又曰都下諸新聞相傳曰嚮日群宵將欲上奏撤回教育勅語慮物議騷然而止噫是何言也小人無忌憚一至于此苟爲聖朝臣子者此可忍孰不可忍況名籍儒門而志存斯文者豈可默默而止哉

### 三月五日發行ノ大陽雜誌ニ曰ク

文部省ノ脩身教科書起草委員中ノ某教育勅語ヲ撤回スベシト云ヒ高等敎育會議ニ勅語撤回案ヲ提出セムトセシトテ大聲疾呼シテ其罪ヲ鳴ラセリモシ果シテ事實ナラムニハ決シテ默々ニ付スペカラザル事也

今更言フマデモナケレド教育勅語ハ國民ノ大道ヲ示シ給ヒテ萬古マタ動カザルモノ也國民ハ萬古之ヲ燈臺トシ指南車トシテ其行爲ノ方向ヲ定メザルベカラズ支那ニ於ケル四書五經西洋ニ於ケル「バイブル」ヨリモ我國民ニ取リテハ更ニ尊ク難有キモノ也之ヲ撤回セムトスルモノハ皇室ノ大不敬漢也國家ノ大罪人也日本國民ニアラザル也一日モ日本ノ土ヲ踏マシムベカラズ而シテ市井ノ狂人ガ之ヲ口ニスルナラバマダシモ身脩身教科書起草委員ノ中ニ列スル者之ヲ口ニスルニ至リテハ嗚呼之ヲ何トカ云ハム

脩身教科書ハ小學校一般ニ用井ムトスル倫理ノ教科書ニアラズヤ卽チ國民一般ニ讀マル、モノニアラズヤ脩身ノ教科書ハ勅語ヲ基礎トセザルベカラズ我國體ニ適合セムコトヲツメザルベカラズ西洋ノ倫理說ヲ直譯シモシクハ燒キ直シタルガ如キモノナルベカラズ從テ之レガ起草委員タルモノ學德高カルベキハ言フマデモナク誠實ニシテ能ク國體ヲ解セル人ナラザルベカラズ云々

○議長(片岡健吉君) 後藤文一郎君

(後藤文一郎君演壇ニ登ル)

○後藤文一郎君(一百七十四番) 諸君、本員ハ同志ノ方ミト相謀リマシテ、司法官ノ増俸等ニ對スル質問書ヲ提出致シマシタ、只今其文面ヲ一應朗讀致

裁判所ニ關スル増俸豫算問題ニ付キ司法官ニ於テ意見書ヲ發表シ其他運動ケ間敷行爲アルハ官職上ノ威嚴又ハ信用ヲ失フヘキ所行ニシテ是レ明ニ法律ニ違背シタルモノナリ政府ハ此違法ノ所爲ニ對シテ如何ナル意見ヲ持シ如何ナル處分ヲ爲サントスルカ

斯様ナ文面デゴザイマス、是ヨリ聊カ提出ノ理由ヲ述ベマシテ、暫ク諸君ノ御清聽ヲ瀆シマス、抑司法官ト云フモノハ、富貴ニ誤ラズ貧賤ヲ侮ラズ致シマシテ、能ク中正ヲ守ッテ、其職務ヲ盡サル、所ノモノデゴザリマス、故ニ吾ニハ官吏ノ中ニ、殊ニ司法官ニ對シマシテハ、相當ノ尊敬ト相當ノ待遇ト云フモノヲ期シテ居リマスルノハ、勿論デゴザリマス、現ニ我憲法ニ於テ、判事ヲ終身官ト爲シテ、其位置ノ安全ヲ期シマシタルモノモ、矢張此主義ニ外ナラヌノデゴザイマス、斯様ナ次第デゴザイマスカラ、職ヲ司法ニ奉ジマス所ノ人ト云フモノハ、其品格ヲ損ズルナク、又其信用ヲ失フナク致シマシテ、常ニ吾ミノ意思ニ報ズル所ノ行動ヲ、期サナケレバナラヌト信ジマスル蓋シ明治三十四年ノ總豫算ニ、於キマシテ、内務省所管ニ屬シマスル所ノ府縣ノ判任官ノ增俸ヲ始ト致シテ、大藏省所管ノ收稅屬、遞信省所管ノ書記補、司法省所管ノ即チ裁判所ノ豫算問題デゴザイマスル所ノ判檢事ノ增俸及書記ノ增俸等、是等ノ原案ハ政府ノ提出ニ依リマシテ、我衆議院ニ於キマシテハ、審査ノ結果ニ於キマシテ、此增俸ト云フモノヲ削除致シマシタ、其理由ハ今更述べルヤウナモノデゴザイマスルガ、一言ニ致シテ申述ベマスレハ、此增俸ヲ不當ト致シタル譯デナリ、行政ノ刷新及財政ノ整理ヲ期シテ居リマスル際デアルカラ、其曉ニ於テ相當ノ處置ヲスルト云フノテ、我國ノ今日ノ形勢ノ大體上ヨリ割出シマシテ、右様ノ判定ニナッタノデゴザイマス、斯ノ如ク豫算ノ削減ニ附キマシテハ、相當ノ理由ヲ存シテ居ル、彼ノ物價ノ騰貴等ノ理由ニ基キマスレバ、司法官ノ增俸ヨリモ尙ホ裁判官ノ增俸ト云フモノガ、其急ラ認メテ居ルノデゴザイマス、是ラモ全體ノ財政上、即チ右方針ヲ以テ後ニ決定スルト云フ趣旨ナルガ故ニ、吾ニハ忍テ一時ノ削減ヲ致シマシタヤウナ次第デアル、而シテ吾ニガ司法官其者ヲ尊敬ヲ致シマシテ、之ニ優待ヲ爲スト云フ事柄ハ、豫テノ覺悟デゴザイマスルガ故ニ、別ケテ本員ノ如キ自家ノ職業ヲ、司法官ノ一部タル辯護士ニ奉シテ居リマスル者ハ、能ク司法部内ノ事情モ熟知致シテ居ル、而シテ本年ノ豫算分科會ニ於キマシテハ、自分ハ其司法ノ矢張分科ノ一人ニナッテ居リマシタガ故ニ、司法官ノ俸給ノタメニ百方苦慮シテ、其通過ヲ希望致シタル事實ガゴリマスル者ハ、能ク司法部内ノ事情モ熟知致シテ居ル者デアル(此時島田三郎君、製鋼所ハ如何ト呼フ)右ノ次第デアル、唯今製鋼所ノコトハ、島田君ガ御分リガナケレバ、私ガ御教ヘ申シマスルガ、是ハモウ御承知デアラウカラ、餘リ本文

ガ枝葉ニ涉リマスルト、島田君ノ多辯ノ演説ノヤウニナルカラ、私ハ省ヤマンテ、面シテ(此時島田三郎君「製鋼所ハ本員ニ分ラヌ説明セヨ」ト呼ロ又「黙レ」ト呼フ者アリ)先ヅ先づ説明セヌデ宜ウゴザンセウ、御自身デ御判断ニ容レナイ所アル、併ナガラ既ニ豫算委員會ノ大勢、議會ノ大勢上ヨリ致シマシテ、到底之ガ通過ハ豐東ナキノミノ形勢ニ相成リ、ノミナラズ立憲政體ニ於キマシテハ、吾ニ民意ヲ容ル、ト云フノガ、最モ施政ノ方針ノ大要ト信ジマスルガ故ニ、此内閣即チ政府ニ於テハ、吾ニノ削減ニ争フ爲サズ致シマシテ、本院ノ通過ヲ見マシタ、其苦心ハ實ニ察スペキ所ノ程度ニ在ルモノト、私ハ信ズルノデゴザイマス、宜ナルカナ過日佐々議員ノ質問演説ニ對シテ、末松内相ガ御答辯モアツタコトヲ承知シテ居ル、斯ノ如ク品位ヲ保ツヘキ所ノ司法官ガ、斯ノ如ク財政上ヨリ、吾ニ衆議院ガ決議ヲ致シマシタ所ノモノニ對シマシテ、職ヲ司法ニ奉ズル人ミノ或ル部分ガ、其次第ヲ辨ゼス致シマシテ、不法ノ舉動ノ一事實ガ起シタト云フ事柄ハ、私ハ實ニ司法官其者ノタメニ悲シムヨリ、進デ帝國議會ノタメニ悲シム次第デゴザイマス、其事實ト申シマスルモノハ、司法官ノ增俸ヲ圖ランガタメニ、意見書ヲ江湖ニ發表致シテ、其通過ヲ圖ラントスル如キ、其他運動ガマシキ行爲ノ現出シタルト云フ事實ト云フモノハ、諸君ノ御承知ノコト故、唯私ハ其要領ニ於テ述ベルコトハ、事實ヲ發見シタルト云フコトヲ、明言致スノデゴザイマス、如何デゴザイマセウ、裁判官ト云ハズ、行政官ト云ハズ、自己等ノ增俸ノコトニ關シマシテ、内密ニ之ガ謀議等ヲ爲スモ、尙ホ其穩カラ缺クノ説ヲ免レナイモノガ、公然は等ノ手續ヲ、殊ニ司法官ノ人ミガ是等ノ行爲ヲ爲シタルト云フ事柄ハ、私ハ實ニ其當ヲ得ナイ、不都合極シタモノト信ジマス、尤モ此先立ヲ致サレマシタ所ノ連中ニ於キマシテモ、真心主トシテ勧カレタ人間モゴザイマセウ、又乃至附和雷同シテ、其事ヲ爲シタル人モゴザイマセウ、併ナガラ此事柄ヲ能ク云フモノハ、單ニ不穩當ト云フニ止マラズ致シテ、自分等ノ調ブル所ニ據リマスレバ、正シク此行爲ハ官職上ノ威嚴、又ハ信用ヲ失フベキ所爲ナリト思ハレマス、然ル上ハ明ニ法律ニ背キマシタル所ノ行爲ト斷定ヲ致シマシテ、差支ノナイノデゴザイマス、堵此行爲、常ニ法ヲ正ス所ノ職責ヲ持テ居ル所ノ人ミガ、自ラ法ヲ破リタル所ノ此行爲ニ對シテ、如何ノ方針ヲ採ルカ、吾ニ此件ニ附キマシテハ、我政府ニ於キマシテモ、業ニ既ニ胸算ノアルコトデアラウト考ヘル、併ナガラ此不法行爲ヲ爲シタル所ノ人ミト云フモノハ、孰

モ司法大臣ノ部下ニ在ル所ノ人ト云ウテ 宜シイ、シテ見マスレバ、政府ガ  
斷然タル處置ヲ以テ、之ガ落著ヲ附ケヤウトスルニ於キマシテハ、情ニ泥マズ  
法ニ依テ何所マデモ、此行爲ノ不當ヲ正シ、而シテ善後ノ策ヲ十分ニ立ツル  
所ノ手續ヲ遂ゲラレナケレバナラスト思ヒマス、當ニ司法大臣ガ此手續ヲ  
セラル、ニ於キマシテハ、情ニ於テ忍ビナイト云フ事柄ニ附イテ、吾々ハ深  
ク想ヒヲ起シマスルガ故ニ、如何ナラント苦慮致シマスルガ、是レ亦職責上  
已ムヲ得ナイ所デアラウト思フ、若シモ此法ヲ正ス所ノ事柄ヲ黙過ゼンカ、  
正シク其責任ハ轉ジテ以テ、司法大臣ノ頭ノ上ニ落チナケレバナラヌト、私  
ハ考ハル、吾々ハ毛頭是等不法行爲ヲ爲シタル所ノ人ニ對シテ、恩モ怨モゴ  
ザイマセヌ、唯職責ノ上ニ政府ノ威嚴ヲ附ケテ、政府ヲシテ適當ナル處分ヲ  
催シ、以テ相當ナル所ノ結了ヲ得ント欲スルモノデアル、宜ナルカナ、昨日  
貴族院ニ於キマシテモ、矢張此團疑ニ關スル質問書ニ對シ、同一ノ問題ノ質  
問ガ顯レタノデゴザイマス、其趣ヲ承知ヲ致シマス、而シテ是等不法ノ舉動  
ニ及バレタル所ノ人ニハ、増体運動ヲ爲スハ即チ司法官ノ品格ヲ高メル、若  
クハ司法官ノ位置ヲ安全ナラシムル所ノ、所謂司法官其者ノタメ、勵キ得ルガ  
如キ言語ガゴザイマスルケレドモ、私ハ寧ロ其ヤウナ手段ヲ政府ニ職ヲ奉ジ  
テ居ル所ノ人ニガ、皆爲スト云フ事柄ハ、若シ司法官ノ其者ニ目ガアルト致シ  
マスルモ、却テ私ハ司法官ヲ悲シンデ涙ヲ出スモノト思フ、故ニ吾々ハ一片  
國家ノタメ、適當ナ處分ヲ求メマシテ、益、司法官ノ位置ノ高尙ナランコト  
ヲ期スルガタメニ、茲ニ以上ノ質問ニ及ビマシタル次第ゴザイマス

(島田三郎君演壇ニ登ル)

○島田三郎君(八十五番) 諸君、本員ノ今日諸君ノ前ニ陳述シテ、政府ニ問  
ヒマスル所ノ問題ハ、他ノモノデゴザイマセヌ、地方行政ノ紊亂ニ關スル  
質問、誠ニ題目ハ簡單ナルモノデゴザイマシテ、其理由書ハ誠ニ短イモノデ  
ゴザイマシテ、佐賀縣靜岡縣等ノ地方行政ニ關シ、紊亂ノ事實アルモノト認  
メテ居ル、政府ガ之ヲ不問ニ置クノハ、何故デアルカト云フコトヲ問ヒマス、  
併ナガラ此事ヲ審ニ述べマスレバ、今日半日ノ時ヲ本員一人ニ御許ニナリマ  
シテモ、述べ盡セヌダケノコトガゴザイマス、又明日ニ續イテモ尙ホ述べナ  
ケレバナラヌ程ノ材料ガゴザイマスルガ、唯二縣ニ於テ斯ノ如シト云フノミ  
デゴザイマセヌ、本員ガ之ヲ提出致シマシタ精神ハ、唯全國ノ一斑ヲ舉ゲテ、  
全國皆斯ノ如シト云フコトヲ訴ヘタイノデゴザイマス、是カラ述べマスルコ  
トハ、其要ヲ舉ゲタバカリデ、頗ル長イ時間ヲ要シマスルカラ、豫テ此事ヲ諸  
君ニ御断シテ置キマス、其大要ヲ申シマスルト云フト、地方ノ政治ガ一個私  
ノ團體朋黨ノ犠牲ニナリマシテ、貞民ハ之ガタメニ苦メラレ、公ノ租稅ヲ私  
ノ黨派ノタメニ濫用セラレテ、法律ハ殆ド私有物ノ如ク化シテ居リマス、斯  
ノ如キ有様ヲ監督致シマシテ、之ヲ止メマスル所ノ任ハ地方官吏ニゴザイマ  
スルガ、氣ノ毒ナルカナ地方官吏ガ、斯ノ如キ違背ノ行爲ヲ止メザルノミナ  
ラズ、尙ホ個人私黨ト共謀シマシテ、不正ノ行ヲ爲シ、之ヲ助ケルガ如キ形

勢ガアル、如キ形勢ニアラズ、實ニ助ケル事實カアタテゴザイマス、此事ヲ  
訴ヘテ天下ノタメニ、此狂瀾ヲ倒サントスルニ、回ヘス所ノコトニ、上下共  
ニ心ヲ用井ナケレバナラナイ、差向キ政府ガ其責任ニ在ルタメニ、政府ニ之  
ヲ問ヒマスル、是ヨリ陳述致シマスル所ノモノハ、專ラ佐賀縣竝ニ靜岡縣ノ  
コトニ涉テ居リマスケレドモ、諸君ノ誤解ノナイヤウニ願ツテ置キマスノ  
ハ、佐賀縣靜岡縣ニ限ツタノデハナイ、手近イ所デ申シマスレバ、東京市ノ  
紊亂、東京府内政治ノ破レテ居リマスルコトハ、歷々トシテ社會ノ耳目ニ觸  
レマスル、是ハ東京府ニ限ラレタ譯デハナイ、各地方然リデアリマスルガ、  
位置ガ中央ニ在ルガタメニ、此秕政ヲ呼號スル所ノモノガ、幸東京ニ在ルガ  
タメニ、是ガ世間ノ耳目ニ觸レルノデアリマスガ、此コトニ至リマスレバ、唯  
是マデノ數句ヲ述ベテ足レリ、既ニ此議場ニ列シテ居ラル、所ノ田口卯吉君  
ガ、二回モ事實ヲ舉ゲテ提出シテゴザイマスカラ、本員ハ是ダケニ止メテ、  
唯佐賀縣靜岡縣ノ二縣ヲ舉ゲルモ、二縣ノタメニ言フニアラズシテ、二縣ハ  
他ノ例トシテ舉ゲルト云フコトヲ、御記憶ヲ請ヘバソレデ足ルノデゴザイマ  
ス、詰リ源ガ濁シテ居リマスレバ、何レ末流ハ清イ譯ニ參リマセヌカラ、中央  
政府ガ情實ニ流レ法律ニ從ハズ、事情ニ流レ黨派ノタメニ、倒マニ驅使セラ  
ル、ガ如キ有様デアタナラバ、其末ニ列ナル所ノ各地方然リト云フコトハ、  
自然ノ順序、論理ノ結果ト思フテ居リマス、ソレ故ニ是カラ述ベマスル所ハ、  
地方ノ小役人共ニ涉リマスケレドモ、本員ハ直接ニ小役人ノ非行ヲ舉ゲテ、  
事實ハ之ヲ取締ラザル所ノ内閣大臣ガ、何故ニ是等ノ放埒ヲ怒シテ居ルカト  
見マスガ、丁度明治三十一年ニ、關清英ト云フ人が知事ニナリマシテカラ、  
混亂ガ起リマシタ、先づ以テ隨意ニ地方ノ政治ヲ爲サンガタメニ、該一著手  
トシテ、故ナク縣官郡吏ヲ一般ニ更メマシタ、是ガ今日紛擾ヲ起シマスル所  
ノ起リデ、是ガ伏線ト爲シテ、其胸中如何ナルコトヲ爲サントスルカ、次ニ來  
ル所ノ地方ノ議員ノ總選舉ニ干涉ヲ爲スニハ、郡吏モ已ノ手下デナケレバナ  
ラヌ、縣官モ已ノ手下デナケレバナラヌカラ、無論能否ヲ問ハズ、職制ヲ問  
ハズ、唯己ノ爪牙ト爲ル者ヲ、法律ヲ曲ゲテ惡事ヲ爲ス所ノ手傳ヲ爲ス便ナ  
ラントスルタメニ、斯ノ如キ手續ヲ爲シタノガ、明治三十一年デ、此一著手  
ヲ下シマシテ、其明ル年、明治三十一年ノ總選舉ヲ致シマシタ、其總選舉ノ  
有様ハ若シモ九州地方ノ事情ヲ知シテノ御方ハ、其時ノコトヲ、此縣ノ事情ヲ  
テ、政治上ノ最大惡事デアルト思フ所ノ、選舉干涉ヲ周密ニヤリマシタノデ、  
知シテ居ル御方ハ、必ズ御承知デアラウト思ヒマス、唯今内閣ニ居ラル、所  
ノ松田君ナドハ、御承知ガナケレバナラヌト思ヒマスガ、本員ハ其事實ヲ舉ゲ  
テ其證據ヲ舉ゲル積デアリマスガ、先づ大略ヲ申シマスレバ、所謂本員が認  
メテ、政治上ノ最大惡事デアルト思フ所ノ、選舉干涉ヲ周密ニヤリマシタノデ、  
縣廳ヨリ候補者ヲ指名致シマシタ、官吏ガ内約ヲ致シマシタ、此事ニ附イテ  
シタ、金錢ノ分配モアタ、怪シカラヌ所ノ變應モアタ、悉ク選舉法違犯ト

云フ事實ヲ公然ヤリマシタガ、此事ヲ取締ル者ガナイ、無政府ト云フノハ人  
民各自惡ヲ爲スヲ悲ムノデアリマスガ、法律ヲ扱クテ監督スル人ガ主謀者デ  
アリマスカラ、此時ノ害ノ恐ルヘキコトハ、無政府ヨリ甚ダシイ、無政府ヨ  
リモ甚シイコトヲヤリマシタノデ、無論警察ノ脅迫モアツタノデ、斯様ニ言ヒ  
マスト、此明治ノ昭代ニ於テ此ノ如キ奇怪ナコトハアルマジキコトデアル、  
地方人ハ默ッテ済ムマイト云フ疑ガゴザイマセウガ、左様デハナイノデ、後  
トデ驚クベキ結果ノアツト云フコトヲ御詫シマスレバ、本員ノ唯今述べ  
タコトガ、決シテ詐デナイト云フコトヲ、證明セラル、ト思ヒマス、此ノ如  
ク郡吏ヲ更迭シマシタリ、縣官ヲ變ヘマシタ其結果ハ、干涉ト爲リ、干涉ノ  
間ニ唯今列舉シタ事實ヲ行フテ、投票ノ偽造モゴザイマスレバ、警察干渉ノ結  
果、老人マデモ負傷致シタ事實ガアル、テ是ガ先づ第一ノ惡事ノ本デゴザイ  
マスガ、大惡事ヲ勤キマシタ結果、此惡事ヲ爲シタル主謀者自ラ苦ムニ至ル  
ノハ、實ニ憫笑ニ堪ヘヌコト、思ヒマス、元ト爲スコトガ不正デゴザイマス  
カラ、其結果ハ先づ以テ人ヲ苦メテ、次ニ己ノ苦ムニ至タノハ因縁ノ惡應  
報ト、本員ハ斯様ニ擯斥致シマシテ、決シテ謔謗デナイト思ヒマス、共同致  
シテ惡ルイコトヲヤツタカラ、其惡ルイコトヲ一緒ニヤツタ所ノ人ミガ、不正  
ノ報酬ヲ縣官ニ向テ求メルニ至タ、其不正ノ報酬ニ求メマスル所ノ目ヲ舉  
ゲテ見マスレバ、土木費ノ強請デアル、此村此町ト云フモノハ、首尾能ク命  
ヲ奉シテ勤イタノデアルカラ、ドウゾ此方ヘハ多クノ土木費ヲ分配シ吳レロ  
ト云フノモアリ、又土木ノ請負ヲサセテ吳レロト云フモノガアリ、機關新聞  
ヲ發刊シテ、之ヲ補助シテ吳レロトカ、鐵道敷設ノ先願權ハ、他ノ者ヨリ已  
デ、豫約モアツタカラト云フノデ、縣吏ニ舉ゲテ吳レロ、郡吏ニ舉ゲテ吳レロ  
ト云フノモアリ、又土木ノ請負ヲサセテ吳レロト云フモノガアリ、機關新聞  
ノ方ガ遲イケレドモ、先願者ニシテ吳レト云フコトガ澤山ゴザイマシタガ、  
初應ズル所ノ小役人ガ、即チ地方ノ政事ヲ中央政府カラ受ケテ居ル所ノ者  
ハ、同シ惡事ノ共謀者アルガタメニ、此需ニ應ジヌノデ、併ナガラ限リア  
ル財力ヲ以テ、限リナキ多數ノ人ノ求メニ應ズルニトガ出來ナイカラ、ソレ  
ニ應ジテ公ケノ金ヲ亂雜ニ使ヒマシタノガ惡ルイノデ、是マデノ間ハ、併ナ  
ガラ共ニ勤イテ居リマシタカラ、甚ダシキ破綻ヲ生セズ、唯良民ガ苦デ、義  
士ガ憤ブテ居タダケデアルガ、此次ニ來タノハ彼等自ラ争フニ至タ、即チ  
多數ノ人ガ縣廳ノ役人ノ命ヲ受ケテ勤キマシタ、此勤イタ人ガ議會ノ上ニ多  
數ニナリマシテ、多數ノ仲間ノ方が三分ノ二以上ニナツテ居ルカラ、此仲間同  
士ニ惡ルイ所ノ要求ノ衝突シタノガ、即チ今日地方ノ政事ノ一斑ノ上ニ、眼  
ヲ屬シテ居ル所ノ者ハ、皆知ツテ居ル所ノ、驚クベキ破綻ヲ生ズルニ至タノ  
デ、即チ已ノ惡事ヲシタト云フコトニ争フ生ジタノデ、遠慮會釋ナク醜穢ノ  
事情ヲ世ノ中ニ曝露シタノデアリマス、ソレハドウ云フコトデゴザイマス

カ、先キニ三十三年ノ春夏ノ頃、斯様ナル説明ガアツタ、昨年ノ秋ニ至リマス  
レバ肥筑ノ間ニ於テ、陸軍ノ臨時大演習ガアルト云フ説ガゴザイマシテ、臨  
時大演習ノアルトキニハ、陛下ノ御臨幸ノアルト云フ噂ガアツタノデゴザイ  
マス、噂デハナカラウト思ヒマス、多分初ニハ斯様ナル御豫定ガアツタカト、  
本員ハ推測スルノデゴザイマス、之ガタメニ臨時縣會ヲ開キマシテ、縣會議  
事堂ノ増築費ヲ決議致シマシタ、ソレハ其事實ハ行在所ニ充テルタメニアリ  
マスケレドモ、地方費中ニ行在所建築ト云フ目ガナイガタメニ、縣會議事堂  
増築費ト云フ名ヲ藉リテ、實ハ行在所ヲ新築スルト云フコトデ、ソレカラ御臨  
幸ノ順序トシテ、道路ヲ改築スル、橋梁ヲ改築スルト云フ、之ガタメニ十有  
餘万ノ臨時ノ費用ヲ議決致シマシタ、是マデハ本員ハ論ズルコトハナイノデ  
アリマスガ、端ナク此中ニ含マレタコトノ惡ルイコトガ、時世ノ變化ノタメニ  
曝露シタノハ、昨年ノ夏秋ノ間ニ至タテ、北清事件ガ起リマシタカラ、臨時ニ  
九州ノ兵ガ出ルト云フコトニナツタ、此兵ヲ臨時ニ北清ニ出スコトニナリマ  
シタカラ、肥筑ノ野ニ臨時ノ大演習ヲ爲スト云フコトモ、自然御見合セニナ  
リ、其結果トシテ陛下ノ御臨幸モ無論ナイコトニナリマシテ、唯今マデ議  
決致シタ所ヲ、本當ノモノニ議決通ニ使ヒマスレバ、今日此壇ニ登テ其惡  
事ヲ私ガ披露スル機會ガナクナツテ、惡事ハ湮滅シテ居タカ知ラン、凡ワ今日  
世ノ中ニ惡事ヲ爲ス人ハ、大抵美事ヲ名トシテ、美事ヲ藉リテ其内密ニ惡事  
ヲ爲スコトハ、常ノ風習デゴザイマスカラ、此事ニ至タテ本員ガ之ヲ述ベマ  
スト云フノハ、御臨幸ノ準備費ハ斯ノ如クニナツテ、其準備通ニ仕拂ヒマシ  
タラ結構デアツタガ、斯ノ如キコトヲ藉リテ、一大紛擾ヲ起スノ端ヲ開イタ  
ノハ、甚ダ恐懼ニ堪ヘヌコトデアルト、本員ハ思フノデゴザイマス、デ議事  
堂ノ新築ハヤツテ置キマシタカラ、此事ノ用事ハアルマイ、元ト名義ガ議事堂  
ノ新築デゴザイマスカラ、自然運シテ片附ク、道路橋梁ハ、御臨幸ガナケレ  
バ改メルニハ及バヌ、平生人ヲ通スヤウニナツテ居ルノデ、其事ハ止ムコト  
ニナツテ、數万圓ノ剩餘金が出タ、段々地下ニ伏シテ居リマス惡事ガ、發露致  
シマシテ、一大紛擾ヲ起ス原因ト爲リマシタ、昨年十一月通常縣會ヲ開イテ、  
前ニ餘ツタ所ノ臨時ノ費用ハ、如何ニシタカト云フ問題ガ起ツタ、所ガ是ハ縣  
ニナツテ、數万圓ノ剩餘金が出タ、段々地下ニ伏シテ居リマス惡事ガ、發露致  
シマシテ、一大紛擾ヲ起ス原因ト爲リマシタ、昨年十一月通常縣會ヲ開イテ、  
前ニ餘ツタ所ノ臨時ノ費用ハ、如何ニシタカト云フ問題ガ起ツタ、所ガ是ハ縣  
參事會ア先ニ議決ヲシテ、皆仕拂ツテシマツタ、斯ノ如ク急ニ仕拂フベキ原  
因モ何モナインテ、元トガ御臨幸ガアルカラト云フコトノ事實ガアリマシ  
テ、ソレカラ此準備費トシテ議決シタノデゴザイマスカラ、殘ツテ居ル所ノ  
金ハ、事實ト共ニ残ツテ居ラナケレバナラヌ、事實ガ來ラナケレバ、其費用ノ  
仕拂ヒモ來ラズシテ止ムベキ筋デアルノニ、之ヲ先ニ議決致シマシテ、皆仕  
拂ツテシマツタ、其仕拂ヒノ報告ヲ出サネバナラヌト云フ事實ニ迫リマシタ、  
參事會ハ報告スル義務ガナイト答ヘタ、報告ヲスル義務ガアル告デ、細ニ論  
ズルニ及バズシテ、事實仕拂ツタナラバ、成ルベクナラバ報告シテ十分委  
シク知ラズベキデアルノニ、義務ガアルトカナイトカ、斯ノ如キコトヲ議論  
ノ根據トシテ拒ミマスノハ、其間云フベカラザル見悪イコトガ成立ツテ居ル

ノハ、普通ノ議量ヲ持ツテ居ル者ハ、皆知リ得ラル、コトデアル、昨年佐賀縣ノ事情ハ稻蟲ノ害ガアツテ、不作ノ形勢ダト云フコトデゴザイマスカラ、是等ニ向ツテ相當ニ支出スペキ必要ノモノデ、臨時ニ徵集ニナツテ其徵集ノ金ガ極ツテ居ルカラ、翌年縣會ヲ開イテ議スベキガ、民ノ代理者ト爲ツテ居ル議員ノ心掛テアルベキニ、參事會ガ決議ヲシテ仕拂ツタ、其仕拂ヲ報告スル能ハザルタメニ、報告スル義務ガナイト辯明スルニ至ツテハ、是ダケデモ其内部ニ甚ダ怪シカラヌコトガアルノハ、本員ハ十分推測スルニ足ルト思ヒマス、然ラバ如何ナルコトニ仕拂ツタカト云フニ、何レニシテモ地方ニ權力ヲ持ツテ、何時マデモ私ヲヤツテ居ルニハ、議會ニハ多クノ味方ヲ持ツテ居ラナケレバナラヌ、議會ニ多クノ味方ヲ持ツテ居ルニハ、人民ノ心ガ歸シテ居タラ、自然ノ結果左様ニナリマセウガ、元ト干涉デ議會ニ多數ヲ得タノデゴザイマスカラ、其後トヲ何トカシテ、多々ノ支ヘ人デ充タサナケレバナラヌタメニ、已ノ黨派ガ補助ノ費用ニ使ツタト云フコトハ、顯然タルコトデ分ツテ居ル、其使ヒ方ハ如何ニシタカト云フト、土木費ノ分配、黨派ニ名簿ニ記入スレバ、其村ニ分配シテヤル、斯様ナコトガ第一ノ主義ト爲ツテ、之ヲ辯護スル新ナル新聞社ヲ設立ヲシタ、即チ多クハ卑劣卑怯ナ徒デゴザイマス、此剩餘金ヲ使ヒ盡シテ、是等ノコトヲ辯護スルニ便ナル所ノ新聞社ヲ設立スルガタメ、使ヒト云フ事實ガアツナデゴザイマス、元ト之ヲ造ルモノモ、選舉干涉ノ結果、議會ニ多數ヲ占メテ居ツタノデゴザイマスカラ、其一派ノ者ガ始ニ共ニ惡ルイコトヲシテ、縣廳ヲ助ケテ其縣廳ニ向ツテ、或ル要求ガシタインデアルカラ、一方ニ味方ヲ作ル一方ヲ排除シナケレバナラヌト云フ、必要ニ迫リマシタタメニ、新ナル味方ヲ作ルガタメ、此金ヲ使ツタト云フコトニナツタ、元々利益カラ集ツタ人デアルカラ、私ノタメニ分裂スルノモ餘義ナイコトデゴザイマスガ、是ニ於テ丁度昨年ノ十二月六日ニ、此議ガ起リマシタ、所ガ是ニ向ツテ答辯スル義務ガナイト、斯様ニ申シタ所ガ、議長ハ此利益ヲ得ナカッタ一派デアルガタメニ、選舉ノ際ニ共ニ惡ルイコトヲシタノデアルガ、後トノ分配ニ向ツテ斥ケラレタガタメニ、之ヲ許ク黨派ノ首領ト爲ツテ、之ヲ世ノ中ニ告ゲタイト云フコトデ、料ラズ爭ヲ生ジタ、十二月七日ニ至ツテ、一派ノ勢力ヲ持ツテ居リマス議長江副某ト云フ人ハ、是非トモ之ヲ曝發シタイト思ツテ居タガタメニ、有力ナル一種ノ人物ヲ取除ケナケレバ、共ニ惡ルイコトヲヤッタ所ノ縣官ガ、己ノ身ニ禍ノ及ブコトヲ覺リマシテ、茲ニ議會ニ一種ノ紛擾ヲ起サシタ、斯様ナ發言ヲ致シマシタ議長ノ身事ヲ、議事ニシタイト思フガ故ニ、席ヲ避ケテ吳レト云フ發言ヲシタ所ガ、之ニ反問ヲシタラ討論ヲ要セズ、速ニ退ケト云フノダト云フノデ、縣官ガ力ヲ用ヒテ退ケヤウトシタガ、議長ガ其席ヲ去ラヌト云フノデ、佐賀縣ノ書記官何某ガ、議長ヲ逐出セヨト

○井上角五郎君(百四十一番) 御演説中デゴザイマスガ、チヨット發言ヲ求メ

タメ

○島田三郎君(八十五番) 此事ニ關係ガアリマスガ

○井上角五郎君(百四十一番) 關係ガゴザイマス

○島田三郎君(八十五番) ソレナラ一言ア止メテ戴キタイ

○井上角五郎君(百四十一番) 議長、御許ニナリマスカ

○議長(片岡健吉君) 發言中ハ許シマセヌ

○井上角五郎君(百四十一番) 此問題ニ關係ガアルノデス

○島田三郎君(八十五番) 後トテ御ヤリ下サイ——江副某ト云フモノヲ引出セト云フ命令ヲ傳ヘマシタカラ、縣官ノ命ヲ奉シテ其處ニ居リマシタ警察官ガ、腕力ヲ以テ議長ヲ議場ノ外ニ引出シタノデゴザマイス

○井上角五郎君(百四十一番) 緊急ノ發言デスカラ、議長ハ御許ニナツテ宣カラウト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 此發言ニ附イテノ緊急動議デスカ

○井上角五郎君(百四十一番) 左様デス、先ヅ緊急ナル發言デス

○議長(片岡健吉君) 此發言ニ附イテノ緊急動議ナラ聽キマス  
○井上角五郎君(百四十一番) 左様デス、極簡短ニ申シマス、島田君ノ質問ハ甚だ必要ナル質問ニアラウト、先づ今マテ聽イタ所デハ思ヒマスガ、唯今會期切迫シテ就中豫算案ノ如キハ、早ク衆議院ヲ通過シテ、貴族院ニ回シタイモノガアルノデゴザイマスカラ、島田君ニハ甚ダ御氣ノ毒デアルガ、茲ニハ甚ダ必要ナル質問ニアラウト、先づ今マテ聽イタ所デハ思ヒマスガ、唯今今日ノ會議ヲ御開キニナルコトニナツテ、會議ガ濟デ一切ノ議事日程ノ濟ミマシタ後、島田君ノ質問ヲ御ヤリニナルヤウニシタイ、島田君ノヲ敢テ中止スルノデハナイ、之ヲ延ベテ貰ヒタイト云フダケノ發言デゴザイマス、諸君ノ贊成ヲ得テ、即チ滿場ノ決議ヲ以テ、之ヲ極メテカラ、議場ニ御詰リ下サルコトヲ願ヒマス

(「贊成ヤハト呼フ者アリ」)

○田口卯吉君(六十番) 島田君ガ發言權ヲ得テ居ル以上ハ、島田君ガ同意シナイ以上ハ、仕方ガナイト思ヒマス

○島田三郎君(八十五番) フレデハ議長ノ許ヲ得テ本員ガ述ベマス、本員ハ此議ヲ暫ク中止シテ、唯今ノコトヲ議スル、其不法ナルコトノ發議ヲ致シマ

ス  
○議長(片岡健吉君) 島田君ニハ此反對ノ發議ヲ許シマシタ

○島田三郎君(八十五番) 議長ガ許サレマシタカラ、發議ノ權ヲ得マシタ以

上ハヤリマス  
(「緊急動議ハ成立ツテ居ラナイ」ト呼フ者アリ」)

○望月長夫君(百五十四番) 緊急動議ハマダ成立タナリ、決議ニナツテカラ發議ヲスルガ宣イ

○島田三郎君(八十五番) 緊急動議ニシナイト云フ發議ヲスルノダ、私が緊急動議ニシナイト云フ發議ヲスルノニ、誰ガ防グマスカ(「ソレナラ宜シ」ト呼フ者アリ)昨年モ是ト同ジャウナコトガアリマシテ、質問ノ權利ヲ重ンズ

ル所カラ、憲法議院法ノ精神ニ據リマシテ、斯様ナ惡例ヲ貽スコトヲ惜シニ、  
意見ヲ述べマシタ所ガ、其通議場ニ容レラレタコトヲ記憶シテ居リマス、タ  
シカ恵松隆慶君ガ、質問ヲ後ト回シニシヤウト云フコトデゴザイマシタガ、  
其時ニ本員ガ反対致シマシテ、議場ガ其通然ルベシト決シタト云フ先例ヲ記  
憶シテ居リマス、會期ガ切迫シタナラバ、其責任ヲ遂ゲンガタメニハ、停會  
ノ二回マデモヤシテ居ル、政友會ノ多數ヲ持テ居ル政府ハ、議事ノ延長ヲ爲サ  
ルガ宜シト思ヒマス、ソレガタメニ憲法議院法ニ許シテアルノデアルガ、  
他ノ質疑ヲ中止スルニ至リテハ、議會ノ不體裁ノミナラズ、本員ノ權利ヲ束縛  
スル不法ノ發議ト思ヒマスカラ、反対ヲ致シマス、即チ緊急動議トセザルコ  
トヲ望ムガタメニ、此發言ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) ソレデハ井上角五郎君ノ緊急動議ヲ……

〔イケマセヌ〕「採決ノシヤウニ附イテハ意見ガアリマス」ト呼フ  
者アリ)

○工藤行幹君(六十六番) 其事ニ附イテ發言ヲ求メマス、大ニ議論ガアリマ  
ス、議場ノ惡例ヲ貽シマス

〔工藤行幹君演壇ニ登ル〕

〔ヨンタマヘ〕ト呼フ者アリ)

○工藤行幹君(六十六番) ヨセナイ、是ハ議場ノ大事ナコトデアルカラヨセ  
ナリ、井上君ニ申シマスルガ、斯ウ云フコトハドウカ一ツ慎デ賞ヒタイ、何  
トナレバ若シ井上君ノ御論ノ如クナレバ、規則ヲ改正シタナラバ宜イ、前ノ  
規則ニ據ツテ既ニ島田君ガ、其權利ヲ得テ此所ニ登リテ居ルニ、其發言ヲ中止  
シテ、此規則ヲ改メルニ附イテ、或ハ規則ヲ改メナシテ、議場ノ多數デ之ヲ  
極メルト云フコトハ、如何ニモ議員ノ發言權ヲ蔑視スルモノデアル、縱令政  
友會ノ諸君ガ多人數デアラウトモ、斯ノ如キ不都合ナルコトヲ爲サルノハ、  
誠ニ宜クナイコトデアル、殊ニ道理上カラ論ジテ見テモ、議會ノ切迫或ハ他  
ニ緊急ノコトガアリテ、質問ノ議事ヲ中止スルト云フコトナレバ、豫メ其案ヲ  
立テ、規則ノ改正ヲシナケレバナラズ、規則ヲ改正セズ前ノ規則ニ據ツテ、今  
發言中ナルノニ之ヲ止メルト云フノハ、何事デアル、斯ノ如キコトヲ……(此  
時稍垣示君「黙レタマヘ」ト呼ヒ降旗元太郎君「何ヲ言フカ」ト呼フ)ヤカマシ  
イ……斯ノ如キ惡例ヲ作ルト云フコトハ、議會ノ神聖ヲ瀆スモノデアル、近  
來議會ノ爲體ハ、誠ニ輕忽ディカヌ、輕舉ディカヌ、凡ソ人自ラ卑メバ、他  
カラ又卑メラル、ト云フコトガアルガ、今ノ發言權ヲ得テ質問シテ居ル中ニ  
俄ニ規則ノ改正トカ、或ハ之ヲ中止スルトカ云フコトハ、實ニ言論ヲ重ゼザ  
立テ、規則ノ改正ヲシナケレバナラズ、規則ヲ改正セズ前ノ規則ニ據ツテ、今  
發言中ナルノニ之ヲ止メルト云フノハ、何事デアル、斯ノ如キコトヲ……(此  
時稍垣示君「黙レタマヘ」ト呼ヒ降旗元太郎君「何ヲ言フカ」ト呼フ)ヤカマシ

ノナカラヌコトヲ望ミマス  
○望月長夫君(百五十四番) 議長ニ質問ガアル、今島田君ガ憲法ノ許ス所ニ  
據リ、議院法ノ許ス所ニ據リ、質問ノ演説ヲ致シテ居ラレタノニ、此發言ヲ  
中止スルト云フコトノ、緊急動議ヲ御許ニナシタノハ、如何ナル箇條ニ據ツテ  
御許ニナシタノデアルカ

○議長(片岡健吉君) 此發言ヲ許シタハ、緊急動議トシテ、之ヲ問題トスル  
カセヌカト云フ問題ガ出テ、此發言ヲ許シタノデアル  
○望月長夫君(百五十四番) 併シ今ノハ議員ノ權利ニ據ツテ發言致シテ居ル  
ノニ、其發言ヲ中止スルト云フノハ、議長ノ職權ヲ御許ニナラヌデ濟ムベキ  
コトデアル、斯ノ如キ發言ヲ中止スルト云フヤウナ緊急動議ヲ取ルト云フコ  
トハ、今日マデノ例ニ依テモナシ、議員ノ權利ヲ無視スル動議デアルト思ヒ

マス、是ハ議長ニ於テハ今御許シニナシタコトヲ御取消ニナル方ガ、穩當カト  
思ヒマス  
〔黙レタマヘ〕ト呼フ者アリ中村榮助君「ソンナコトガ出來ルカ」ト呼フ  
○議長(片岡健吉君) 發言ヲ許シテ居タ、其發言ニ附イテ井上角五郎君カラ  
緊急動議ヲ出サレテ、之ニ賛成ガアリタカラ……

〔橋元昌君「採決スルニ及バヌコトダ」ト呼フ〕

(望月長夫君「ソレハ議長イケマスマイ」ト呼フ此時發言スル者多シ)

○工藤行幹君(六十六番) 若シ斯ウ云フコトガ成立ツトスレバ、吾々同感者  
ハ此議場ヲ去ラウザヤナイカ  
〔ヒヤ〕「亂暴極マル」「無禮ナ奴ダ」「何ガ無禮ダ」ト呼フ者アリ、議  
場騒然)

○井上角五郎君(百四十一番) 暫ク御靜ニ願ヒマス、私ノ希望ヘ要スルニ豫  
算案ヲ早ク議シタトイト云フノ念慮ニ過ギナイノデアルガ、諸君ガサウ……ソレ  
ナラバ取消シマス、私ノ動議ヲ取消シマス

○議長(片岡健吉君) 提出者ガ取消サレマシタカラ、前ニ續キマス  
〔小山久之助君「議長ハ是カラコンナトボケタ事ヲ爲サラヌヤウニ願ヒ  
マス」ト呼フ〕

(島田三郎君演壇ニ登ル)

○島田三郎君(八十五番) 本員ノ發議權ヘ續イテ居リマスカラ、尙ホヤリマ  
ス、(拍手起ル)幸ニ發議者タル井上角五郎君ガ是非ヲ覺ラレタノハ、議場ノ  
タメニ惡例ヲ貽サシルコトヲ賀スルノデス、後來ハ總テニ於テ發議ヲシテ  
モ、其發議ニ不法ノコトガアレバ、宜シク其過ヲ改メラレテ、議場ノ平和ヲ  
保タシコトヲ願ヒマス、丁度本員ハ唯今ノ紛擾ニ附イテ想ヒ起シマスルガ、  
全體議場ノ規則ヲ破ダガタメニ、佐賀縣會ノ紛擾ノ起ツタコトヲ是カラ御話  
シタトイト思ヒマス(緩クリヤリタマヘ)ト呼フ者アリ)本員ハ許サレテ居ル  
スル積デアリマス、元來昨年ノ十二月七日ニ於テ、縣廳ノ役人即チ佐賀縣ノ  
アリマスカラ、トウゾ諸君ニ於テモ能ク御考ニナシテ、コンナコトニハ御賛成

書記官ガ、警察官ヲ指揮シテ佐賀縣會ヲ蹂躪シタコトニナシタ、議長ヲ退ケロト迫ル者ガアツテ、退カナイト申シタラ引下セト云フテ、議場ヨリ引下シテ、ソレカラ議場ガ騒亂シテ、遂ニ副議長ガ牒シ合セタルタメ、議長ノ席ヲ取テ報告ヲ致シ、會議シタト云フ事實デアル、一個ノ黨派ヲ作ランガタメニ、會議ヲ止メタルガ如キ、實ニモ亂暴極<sup>タ</sup>コトシタノデアル、此事ハ佐賀縣ニ限ルコトナレバ、斯クマニ議事ヲ妨ゲヌノデアルガ、實ニ恐ルベキコトデアルト思フノハ、抑<sup>タ</sup>人民ヨリ選バレテ議場ニ上ボリマシタ者ハ、何ヲ賴トシテ其權力ヲ維持シマスカ、兵力ヲ以テ之ヲ守ルノデモナケレバ、己自身護衛兵ヲ持<sup>タ</sup>テ居ルノデモナイ、神聖ナル議場ハ法律規則ニ據<sup>タ</sup>テ保護サレテ、ソレガタメニ他ノ力ニ抗抵シテ、己ノ意見ヲ完全ニ述ベルコトガ出來ルノデアル、然ルニ此佐賀縣ノ如キ私利ヲ圖ルガタメニ、敢テ警察官ヲ使嗾シテ議場ノ騒動ヲ惹起サシムルニ至リ、非常ナル亂暴ヲ勵カシタデアル、全體通則ニ依リ議場内ノ全權ハ議長ニ托シテ、總テノ秩序ヲ維持シテ居ルカラ、行政官ト雖モ其席ニ上レバ、總テ議長ノ指揮命令ヲ奉シテ肯カナケレバナラヌ、然ルニ此行政官ガ警察官ヲ指揮シテ、議場ヲ蹂躪スルコトガ、之ガ常ト爲<sup>タ</sup>ナラバ、日本ノ如何ナル種類ノ議會ト雖モ、神聖ヲ保ツコトガ出來ナクナルニ相違ナイ、佐賀縣會ニ起シタ結果如何ト云フニ、之ヲ中央政府ニ訴ヘタ處、中央政府ハ之ニ解散ヲ命シタノミテ、亂暴ヲ勵イタ縣官其人ヲ適當ニ處分スルコト少モシナイ、然ラバ亂暴ヲ勵イタモノヲ、中央政府ガ是認シタ譯ト同シ結果ニナシテアル、詰リ此事ハ黨派ノ争<sup>タ</sup>アッテ、一括メニ申セバ縣廳黨ノ者デアツテ、他ノ者ハ僅ニ六名ノミデ争<sup>タ</sup>コトハ、警官ト共ニ事ヲ謀<sup>タ</sup>ノデアル、即チ御用黨<sup>タ</sup>行政官ト利害ヲ共ニスル人デアルガ、私ノ争<sup>タ</sup>アルト申サナケレバナラヌ、ソレデ此事ガ殊ニ惜ムノハ、日本ニ成立<sup>タ</sup>テ居ル、法律ニ據<sup>タ</sup>テ、保護サレテ居ル地方議會ガ、行政官ノ使嗾ノタメニ、縣會ノ外ニ居ル警察官ニ蹂躪サレテ、其事ヲ中央政府ガ咎メズニ過去<sup>タ</sup>テ居ルト云フ現狀デアル、斯ノ如クデアルカラ、佐賀市ノ市會ハ寄合<sup>タ</sup>テ居ル、法律ノデハナイガ、協議會ヲ開イテ、縣會ノ賦課シタ聯帶費用ハ不法デアルカラト云フノデ相談會ヲ開イタラ、中央政府ガ縣會ヲ解散セシメタト云フノデアル、田中正造君ガ嘗テ憤慨ヲシテ、刑法ガアツテ之ニ觸レタ者ハ獄ニ投ゼラレルガ、民法ハアツテモ財產ノ保護ハ少モナイト言ハレタト同ジ辭<sup>タ</sup>以テ、打擊シナケレバナラメノデ、解散ヲ命ズルダケノ監督ガアルナラバ、何故ニ議場ヲ蹂躪シ其災ヲ爲サシメタ知事、之ヲ直接ニ下サシメタ者等ガ、現在在職シテ居<sup>タ</sup>テ、縣會竝ニ市會ガ斯ノ如キ虐待ヲ受ケルハ何タル不埒デアル、之ガ一地方ノコトニ止マレバ、未だ大ニ之ヲ攻ムルニモ及パンガ、之ガ必ヤ全國ニ其害ヲ及スデアラウト思フノデアル、吾々ハ此議會ニ對シテモ、總理大臣ガ或ハ兵ヲ以テ之ヲ圍ミ解散セラル、コトガ、必シモ杞憂トハ思ヘナイノデアル、昨日ノ總理大臣ノ演説ノ舉動ハ如何デアル、殆ド狂暴ニ類シテ居ル如ク、酒氣ヲ帶ビテ憲法モ何モ無視シテ舉動デアツタ、此勢ヲ

以テシテハ、或ハ兵力ヲ以テ解散セラル、ト云フコトヲ、慮ラナケレバナラヌノデアル、佐賀縣會ガ今度ノ出來事ガアツテ以來、國論沸然トシテ此縣會ノ解散後ハ、頻ニ中央政府ニ選舉ノ期ヲ延ベテ吳レイト云フコトヲ申シテ居ルハ、諸君ノ御承知ノ通デアル、斯様ニ話シテ居ル今日アタリハ血ヲ流シテ居ルカモ知レヌト推測スルノデアル、是ト同様ナルコトガ、靜岡縣會ニモアルノデ、矢張非常ナ醜態ヲ來シタノデアル、私ハ其事實ヲ訴ヘテ、中央ノ政事ガ紊レテ總理大臣ハ無責任、内務大臣ハ冷淡デアル、時ニハ此災ガ中央ニ止ラズ、全國ニ及スト云フ一端ニスルノデ、靜岡即チ又同ジコトデアル、明治三十一年加藤平四郎ナル者ガ、知事ノトキニ始シタコトデアル、此人ガ矢張黨與ヲ殖付ケテ、政治ヲ良クスルト云フノデハナク、私黨ヲ以テ私利ヲ圖ルト云フコトデアツタカラ、第一ニ縣會ト衝突シテ解散ヲ命シタ所ガ、其改選ニ矢張已ノ說ニ異ナル者ガ多數出<sup>タ</sup>カラ、再び改正府縣制實施ノタメニ、再選ヲ行<sup>タ</sup>ナラバ、日本ノ如何ナル種類ノ議會ト雖モ、神聖ヲ保ツコトガ出來ナクナルニ相違ナイ、佐賀縣會ニ起シタ結果如何ト云フニ、之ヲ中央政府ニ訴ヘタ處、中央政府ハ之ニ解散ヲ命シタノミテ、亂暴ヲ勵イタ縣官其人ヲ適當ニ處分スルコト少モシナイ、然ラバ亂暴ヲ勵イタモノヲ、中央政府ガ是認シタ譯ト同シ結果ニナシテアル、詰リ此事ハ黨派ノ争<sup>タ</sup>アッテ、一括メニ申セバ縣廳黨ノ者デアツテ、他ノ者ハ僅ニ六名ノミデ争<sup>タ</sup>コトハ、警官ト共ニ事ヲ謀<sup>タ</sup>ノデアル、即チ御用黨<sup>タ</sup>行政官ト利害ヲ共ニスル人デアルガ、私ノ争<sup>タ</sup>アルト申サナケレバナラヌ、ソレデ此事ガ殊ニ惜ムノハ、日本ニ成立<sup>タ</sup>テ居ル、法律ニ據<sup>タ</sup>テ、保護サレテ居ル地方議會ガ、行政官ノ使嗾ノタメニ、縣會ノ外ニ居ル警察官ニ蹂躪サレテ、其事ヲ中央政府ガ咎メズニ過去<sup>タ</sup>テ居ルト云フ現狀デアル、斯ノ如クデアルカラ、佐賀市ノ市會ハ寄合<sup>タ</sup>テ居ル、法律ノデハナイガ、協議會ヲ開イテ、縣會ノ賦課シタ聯帶費用ハ不法デアルカラト云フノデ相談會ヲ開イタラ、中央政府ガ縣會ヲ解散セシメタト云フノデアル、田中正造君ガ嘗テ憤慨ヲシテ、刑法ガアツテ之ニ觸レタ者ハ獄ニ投ゼラレルガ、民法ハアツテモ財產ノ保護ハ少モナイト言ハレタト同ジ辭<sup>タ</sup>以テ、打擊シナケレバナラメノデ、解散ヲ命ズルダケノ監督ガアルナラバ、何故ニ議場ヲ蹂躪シ其災ヲ爲サシメタ知事、之ヲ直接ニ下サシメタ者等ガ、現在在職シテ居<sup>タ</sup>テ、縣會竝ニ市會ガ斯ノ如キ虐待ヲ受ケルハ何タル不埒デアル、之ガ一地方ノコトニ止マレバ、未だ大ニ之ヲ攻ムルニモ及パンガ、之ガ必ヤ全國ニ其害ヲ及スデアラウト思フノデアル、吾々ハ此議會ニ對シテモ、總理大臣ガ或ハ兵ヲ以テ之ヲ圍ミ解散セラル、コトガ、必シモ杞憂トハ思ヘナイノデアル、昨日ノ總理大臣ノ演説ノ舉動ハ如何デアル、殆ド狂暴ニ類シテ居ル如ク、酒氣ヲ帶ビテ憲法モ何モ無視シテ舉動デアツタ、此勢ヲ

修繕ヲシテヤル、若シ黨派ニ這入ラナケレバ、如何ナルコトガアツテモ修繕ヲシナイ、黨派ニ這入ルヤ否ヤト云フ脅迫ヲスルタメ、一筆ニ二十一萬圓ト云フ土木補助費ヲ議決シテ、其村ニ政黨ヲ募ル所ノ、惡事ノ費用ニ供セラレタノデゴザイマス、然ラザレバ何レノ町ノ橋梁ヲ修繕スル、何レノ村ノ道路ニ修繕ヲ加ヘルト云フモノハ、積リ積ウテ補助費ノ總額ト爲ラナケレバナラヌノニ、事實ハサウデナクシテ、先ツ以テソレテ議決シテ、其黨派ノ總代人タル所ノ、參事會ノ議決ニ任せルト議シタノデアル、本員ノ推測ハ確ニ普通ノ思慮ヲ持ツテ居ルモノハ、皆慨スル所アラウト思フ、此土木ノ請負ハ如何ニ致シタカト云フト、靜岡縣狹シト雖モ、駿遠ノ地方ニ瓦リ、尙ホ豆州ヲ兼ネテ居リマス、相當ニ廣イ所デゴザイマスカラ、其土地ニ附イテ請負人ガナクバナラナイト思ロマスガ、此惡事ノ行レテ以來、總テノ土木ノ請負ハ悉ク五十里ヲ隔テマス所ノ——縣廳ヨリ五十里ヲ隔テマス所ノ、東京ノ人ガ請負ヲスルト云フコトニナツタ、此間ニ種々ノ惡聞醜聞ノ行レマスノハ、實ニ尤ナコトデアル、其一二ヲ舉グレバ舊自由黨ノ福島某ト云フ人ガ、唯今縣廳カラ借りリテ居リマス七棟ノ官舍ヲ新築シタノハ、此土木ノ中ヨリ剰除ケ、斯ノ如キ者ト共謀シテ、賄賂ニ使ツタ所ノ金デ、縣官ノ唯今住ツテ居ル七棟ノ新築ノ家屋ノ出來タト云フノハ、實ニ奇怪千萬デハゴザイマセヌカ、ヲ造ツテ貰ツタ所ヲ、半途デ止メラレタ所ガアル、即チ伊豆地方ニ於テ、此事ガ中止サレタ、其村ヲ舉ゲレバ道路一ヶ半時間モ要スルノデゴザイマスカラ、此會期切迫シタルトキニ、本員ハ之ヲ參考書トシテ、議長ノ手許ニ差出シマンシテ、本員ノ述ベマシタ所ノモノヲ證據立テル積リデゴザイマスガ、此外ニ農工銀行ニ怪シカラヌコトヲシテアル、地方ノ農工銀行ノ多數ノ株ハ、縣知事が代表シテ居ルノデ、縣知事ノ通報ニ依ツテ、規則ヲ變ヘルコトガ出來ルノデゴザイマスガ、此規則ハ創立以來三年ニシテ、役員ヲ改メルト云フコトニナツテ居ル、ソレデ縣知事ノ通報ニ依リマシテ、三年ヲ突然中途カラ二年ニ改メタルコトニ、恰モ已ノ黨派ニ小面倒臭イガタメニ、他ノ發議ヲ中斷スル如キ暴横ナル處置ヲ以テ、途中カラ規則ヲ改メタ、規則ヲ途中カラ改メテ、直チニ役員ノ改選ヲ行ヒマシタカラ、斯ノ如ク黨派ノ私有物ト化シ了ツタノデアリマス、斯ノ如ク黨派ノ私有物ト化シ了ツテ、ドウナツタ、別ニ議決ヲシテ買上ゲマシテ、家ヲ其黨派ノ新聞社ノ本據ト致シマシテ、銀行ヲ新聞社ノ同居ニ充テタト云フノハ、隨分驚クベキ、此細ナコトノ如クニ見エマスケレドモ、外形既ニ斯ノ如シ、其内部ニ成立ツテ居ル銀行ノ資本ガ、如何ニ使用セラレトコチラヘ建テルニ、如何ナルモノニ用井マシタカラ、即チ黨派ノ支部ニ之ヲ買上ゲマシテ、家ヲ其黨派ノ新聞社ノ本據ト致シマシテ、銀行ヲ新聞社ノ同居ニ充テタト云フコトハ、推測シ得ベキ大惡事デアラウト思ヒマス、本員ハ金額ノ多

少ヲ論ズルノデハナイ、其仕方が如何ニモ白晝公然ト私曲ヲ行フノヲ、許シテアルト云フニ附テハ、日本ニ法律アルヤ否ヤ、監督官アルヤ否ヤト云フコトヲ疑フ、警察ハ殆ドナイノデアル、若シモアフタスレバ、一派政客ノ警察ナリ、若シアフタスレバ、暴人ノ警察ナリ、決シテ縣民ノ警察ニアラズ、又貞民ノ警察ニアラズ、贿赂ニ依ツテ罪ヲ免シタ事跡ガアル、其一例ヲ舉ゲテ、ドウ云フ人アルカト云ヘバ、政友會員アルカト云ヘバ、昨年十月靜岡縣吳服町ト云フ所ニ此怪シカラヌコトヲ證據立テヤウト思フ、昨年十月靜岡縣吳服町ト云フ所ニシ其名前ヲ知リタイト云フ方ガアルナラバ、本員ハ確ニ御紹介致シマセウ、其事ハ本員ガ紹介致シテ諸君ニ御報告致シマス、是等ハ其一二ゴザイマスケレドモ、其最モ明確ナルモノニ附イテ、本員ハ實ニ驚クトガアル、ソレハドウ云フコトアル、移民事業ノ詐欺ノ事件ニ暴人ヲ警察官ガ敷唆シテ、意外ノ貞民ヲ殴打シテ、創ヲ被ラシメタト云フ所ノ大罪惡ガ、此泰平ノ明治三十三年ニ成立シタノアル、ソレハ唯今前ニ舉ゲマシタル所ノ、永井弘ト云フ者ガ保安課長ト爲シテ、總テノ警察權ヲ握テ居リマス、勿論是ト共謀シテ居リマス所ノ書記官知事ノ如キ者ハ、何ノ制裁モナク、之ヲ寧ロ助ケルト云フコトゴザイマスカラ、何事ヲ爲シテ不可ナシ、本員ハ暴人ヲ使嗾シテ貞民ヲ殴打シタ事實ヲ舉ゲテ、靜岡縣ハ無警察ニアラズシテ、悪人ノ警察ヲ持テ居ルト云フコトヲ、證據立テナケレバナラヌ、ソレハ他ノコトアルニテハナイ、昨年ノ下半季ノ頃ゴザイマスガ、人身自由ノ問題トシテ世ノ中ニ現レマシタ、娼妓廢業ノ自由ト云フコトガ、名古屋ノ地ニ發シテマシテ、全國ニ及シテ、是レ亦近縣デゴザイマスカラ、靜岡縣ニ此事ガ波及致シマシタ、此トキニ靜岡市ノ一部ニゴザイマス所ノ遊廓ノ者共ガ、靜岡市ノ警察署長永井弘、等ヲ脅迫スルヨリ外ニ手段ガアルマイト云フ相談ガ整ツタ、脅迫スルニ如何ニ由廢業ヲ止メンカト云フ相談ヲ警察署デ開キマシタ、警察署デ開イタラバ何分規則ニ於テ既ニ内務省ノ訓諭ガアルカラ、止メルコトハ出來ナイカラ、彼等ヲ脅迫スルヨリ外ニ手段ガアルマイト云フ相談ガ整ツタ、脅迫スルニ如何ニスルカト云ヘバ、是等ノ者ヲ助ケテ居ル所ノ米人バンダイク竝ニ是ト業ヲ共ニシテ居ル瀬川彌久茂ト云フ者ガ、是ニ盡力シテ居ルカラ、是等ノ巨魁ヲ打ッタナラバ、他ノ者ハ戰慄シテ止メルデアラウト云フコトニナシタ、ソレガ宜カラウト云フノデ、ドレ程ノ禮ヲシタラ宣カラウカト云タラバ、菅野道親ト云フ者ガアツテ、是ハナカノ履歴ノアル男デ、諸君モ記憶シテ居ラレルノデゴザイマセウ、或時ハ政府ノ探偵ヲ務メ或ル時ハ其功ニ依ツテ此議會マテ出テ來テ、隨分不都合ノ決議ニ與シタ男デアル、是ガ請負人アル、永井弘ガ彼ナラバ後デ強請ルコトモアルマイカラ、宜カラウト答ヘタ、是ガ五百圓ノ金ヲ以テ人間ヲ擊ツコトノ受負ヲシタト云フコトガ、事實デアリマス、此受負ヲ致シナガラ色ニナコトガゴザイマシタガ、其手續ハ此中ニ委シク出テ居リマシ

テ、是ハ一個人ノ私書ニアラズシテ、裁判所ノ供述ニ備ヅテ居リマス、此悪徒  
共ガ仲間デ喧嘩ヲシテ、世ノ中ニ其醜行ヲ曝露シテ、裁判所デ陳述シテ、居ル  
コト、恰モ我帝國ノ中心タル東京市ノ種々ナル醜惡ナルノコトガ、仲間割レ  
ニ依ツテ、曝露シタ同ジ事蹟デアル、之ハ實ニ奇トスベキ——佐賀縣デモ仲  
間割レニ依ツテ、醜惡ガ曝露シタ、静岡縣ニ於テモ仲間割レニ依ツテ、斯ノ如キ  
醜惡ガ曝露シ、東京市ニ於テモ仲間割レニ依ツテ此醜惡ガ曝露シタ、私ハ決シ  
テ無證據ノコトハ言ハヌ、之ヲ證據立テルニ三ツノモノガアル、共謀者ノ自  
白ト裁判所ノ豫審ノ決定書ト、今一ヶハ政友會ノ總務委員ノ一人タル、江原  
素六君ノ談話ニ依ツテ、親シク之ヲ聽イタ、丁度昨年ノ中浣頃デス、島田君  
困ツタコトデアル、靜岡縣ノ警察官ガ、五百圓トカノ賄賂ヲ取ッテ、自由廢業ノ  
妨ヲ爲スト云フコトヲ聞イタト云フコトヲ、丁度私ハ所モ神田ノ青年會館ニ  
集會ノアツタ日、其歸途ニ聽イタ、之ハ信スベキ人デアラウト諸君ハ御鑑定ニ  
ナルダラウト思フ、私ハ江原君ガ斯ノ如キコトニ附イテ、私ニ向ツテ嘘言ヲ吐  
クトハ信シナイ、是ダケノコトヲ茲ニ明言シテ置キマスカラ、速記録ニ江原  
君ノ名ハ留マルデゴザイマセウカラ、疑フ人ガアルナラバ、私ハ其ヤウナ問  
答ヲシタカドウデアルカト云フコトヲ、政友會ノ人ハ總務委員ニ向ツテ、御問  
合セニナツテ然ルベシト思フ、裁判所ノ供述、豫審ノ決定書ハ茲ニアリマスカ  
ラ、御眼ニ懸ケマス、茲デ約束ガ成立シテ、憫ムベシソレ等ノコトヲ知ラヌ人  
ハ、暴人が押掛けテ來ルト云フノデ、保安課長ノ所ヘ訴ヘタ、保安課長ハ御  
前ノ身ニ、危險ガ迫リテ居ルゾト云フコトヲ言ヒナガラ、此事ヲ暴行ヲ爲ス者  
ニ通ジタ、其暴行ヲ爲ス者ハ實ニ其詰合ハ巧ナモノデアツテ、是等ノコトヲ他  
言シナイト云フコトカラ、頗ル其意ヲ漏シタノデ——保安課長ニ告ゲタカラ、  
人ハ、暴人が押掛けテ來ルト云フノデ、保安課長ノ所ヘ訴ヘタ、保安課長ハ御  
前ノ身ニ、危險ガ迫リテ居ルゾト云フコトヲ言ヒナガラ、此事ヲ暴行ヲ爲ス者  
ニ通ジタ、其暴行ヲ爲ス者ハ實ニ其詰合ハ巧ナモノデアツテ、是等ノコトヲ他  
タ結果ガ、保安課長ガ暴人ニ告ゲテ暴行ヲ爲サシメタ、保安課長即チ騒亂課  
長煽亂課長デアルト、本員ガ明言スルモ決シテ無理デナイト思フ、斯ノ如キ  
亂暴狼藉デアル、ソコデ知ラナイ所ノ人ミガ、斯ノ如キ害ニ遭フノデ氣ノ毒  
ニ思ツタカラ、師範學校ノ教授ノ某ト云フ者ガ、道路ニヒドク擊レタ、白晝公  
保安課長ガ私ニ話シテ呉レタ、然ラバ此事ヲ漏シタ、其復警トシテ汝ニ危害ヲ  
與ヘルゾト言ツテ、暴人亂入シテ手ヒドク暴行ヲシタ、保安課長ニ保護ヲ請ウ  
タ結果ガ、保安課長ガ暴人ニ告ゲテ暴行ヲ爲サシメタ、保安課長即チ騒亂課  
長煽亂課長デアルト、本員ガ明言スルモ決シテ無理デナイト思フ、斯ノ如キ  
亂暴狼藉デアル、ソコデ知ラナイ所ノ人ミガ、斯ノ如キ害ニ遭フノデ氣ノ毒  
ニ思ツタカラ、師範學校ノ教授ノ某ト云フ者ガ、道路ニヒドク擊レタ、白晝公  
然一時間程擊レタ、之ヲ止メニ出タ米人バンダイクト云フ人モ傷ヲ被ヅル、ソ  
コデ警察ノ保護ガナイカラ仕方ガナイト諦メテ居ツテ、非常ナ傷ヲ受ケテ居  
リマス、瀬川彌久茂ト云フ人ハ、凡ソ惱ムコト五六箇月デ、脳振盪ノタメニ  
十分考ヘルコトノ力ヲ失ツタト云フマデノ傷ヲ受ケタノバンダイクハ一箇  
月程兩腕ガ使ヘスト云フ位ナ傷ヲ受ケマシタガ、是レ亦警察官ノ扱デ非常ニ  
輕イ傷ノヤウニ申立ツテアル、詰リ此瀬川彌久茂バンダイクト云フ人ハ、宗  
教家デアルカラ、自分が害ヲ受ケテモ、己ノ目的ノタメニ身ヲ犠牲ニスルノ  
デアルト覺悟ヲシテ居ツタカラ、是等ノ人ハ訴ヲ起シマセヌ、其後ニ此瀬川彌  
久茂ハ、斯ノ如キ脳振盪ノ傷ヲ受ケマシタカラ、業ヲ執ルコトガ出來ヌデ、  
東京へ移住シテ其後ノ傷ノ模様如何ト云フコトヲ、同郷ノ人ミガ問ウタラバ、

未ダニ頭ニ故障ガアツテ困ルト云フコトハ、昨年十一月十二月頃ノコトデゴザイマスカラ、餘程惱ンダニ相違ナイト思ヒマスガ、幸ニ師範學校ノ教員ノ助支那ニ國匪ノ起ツタ當時デゴザイマスカラ、米國公使館ノ人ハ驚イテ、靜岡ニ又兎匪問題ガ起ツテ、米人ガ危イノデアルカト云フノデ、米國公使館ノ書記ミラート云フ者ガ態出張シタ、此騒デ始テ靜岡ノ縣廳ノ役人ガ、之ガ表沙汰ニナルト惡ルイト云フノデ、色ニナ擦ヘ事ヲシテ之ヲ塗消シマシタガ、其後裁判所ノ供述ニ依ツテ、是ガ悉ク保安課長ガ共謀デアルト云フ事實ガ顯ル、ニ至ツテハ、外國ノ信義ヲ失フベキ事實デアリ、内國ノ政府ノ法律ヲ蹂躪シタ惡事ヲ働く事實デアルト云フコトハ、顯然ナルモノデアル、斯ウ云フ譯デアル、ソレカラ此擊タ人ハドウ云フ刑ニ處セラレタカト云フト、無論違警罪デ五日ト八日ノ拘留ニナリマレタ、四八ノ者ガ五日ト八日ノ拘留ニナリマシタ、之ハ初ニ傷ヲ診斷シタ所ノ醫者ガ、警察醫デゴザイマスカラ、初ニモット重イ書出シヲシタケレドモ、後デ輕イ書出シヲシテ、少モ業ヲ執ルニ差支ナテ、唯損害ヲ被ッタノハ日本天皇陛下ノ平和ヲ傷ケラレタト云フコトハ、氣ノ毒ナル米人ガ日本ノ政府ノ保護ヲ受ケテ居リナガラ、斯ノ如キ危害ヲ受ケテ米國ノ人ニガ、日本ノ法律警察ヲ輕ズルノ證據ヲ殘シタト云フダケノ話デゴザイマス、斯ウ云フノガ事實デアル、此事ハ本員ガ決シテ過大ニ言倣スノデハゴザイマセヌ、證據ガゴザイマスカラ、其證據ハ議長ノ手許ニ出シマスカラ、ソレヲ御覽ニナレバ確ニ御分リニナルノデゴザイマス、此中ノ二人ノ者ガ後トデ利益ヲ受ケルコトガ少イト云フノデ、自訴シテ出マシタ結果、裁判所ノ供述ニ載テ居ル、ソレカラモウ一ツハ、移民事件、是レ亦痴ケタル舉動ト、惡ムベキ舉動ト相集テ、不埒ノ極デアルノデゴザイマス、是ハドウ云フコトカト言フト、靜岡縣ノ舊自由黨ノ支部ノ幹事ノ山岡昂二ト云フ者ガ、帮助ケテ、尙ホ村長ガ共謀シテ、千二百人ト四百人ト云フ多數ノ人間ヲ無籍デ、籍ヲ詐欺致シマシナ米國へ送ラタ事件デゴザイマス、是ハ實ニ本員ガ斷言シテ惡ムベシト言フヨリハ、先ヅ痴ケタル事件デアルト申ス、凡ソ唯今デ外國人ヲ出シマスルトキニハ、今日ハ外務大臣モ出席シテ居ラレマスカラ、外務省ノ手續ヲ御聞ニナツラ、能ク諸君分リマセウガ、此勞働者ヲ移シマスルトキハ、太平洋ノ海岸ハ勿論、南洋ノ方ニ至リマシテモ、英領若クハ米領デ濫ニ無顧ノ勞役者ノ這入ルコトハ困ルト云フノデ、色ニナ規則ガ立

ト云フヤウナ不體裁ガアルタメニ、身元ヲ嚴重ニ調ベテ、左様ナ不都合ノナ  
イト云フ證ヲ與ヘテ、アチラニ出テ往ク所ノ取締ガ附イテ居リマスガ、然ルニ  
駿河ノ國庵原郡小笠郡安部郡ノ三郡カラ、四箇村カ五箇村デ千二百名ト四百  
名ノ人間ガ、亞米利加華盛頓洲「シヤートル」ニ向テ出發シタコトガアル、是  
ハドウ云フコトデアル、此人間ハ決シテ此庵原郡小笠郡安部郡ノ住民デハナ  
イ、多クハ九州並ニ中國カラ出掛ケテ來タ者アルガ、故郷ニ於テ奥書ヲ  
取ツテ外國へ出ルコトハ出來ヌ、ソレ故ニ靜岡ニ假ニ出テ來テ、靜岡ノ人ニ  
ナレバ其處ノ人ニハ知ラレヌノテ、靜岡デ籍ヲ携ヘテ貰フト云フ約束カラ出  
來タコトデ、若シモ小笠庵原安部ノ三郡中、ソレモ三郡殘ラズデハナイ、四  
箇村カ五箇村カラ千二百名ト四百名ト云フ壯丁ガ外ヘ出タナラバ、或ル場合  
ニ方テハ一村男子ナシト云フ、奇觀ヲ呈スルデアラウト思ヒマスガ、更ニサ  
ウ云フコトナシニ、獨リテニ人間ガ天カラ落チタカ地カラ湧イタカ、千二百  
名ト四百名ト云フ者ガ湧出シテ送ラレタ、之ヲ送ラレタ前ノ掛金ハ、ドウ云フ  
コトデアルカト言ヒマスト、順序ハ人民カラ願出シマシテ、村長ニ奥書ヲシ  
テ貰シテ、縣廳ヘ出シテ、之ヲ縣ノ參事官ニ出シテ、參事官カラ書記官ヲ經テ  
知事ヘ持ツテ往ツテ、外務省ニ代シテ知事ガ之ニ許シヲ與ヘルノデゴザイマス  
ガ、外務省ニハ皆全國ノ知事ニ委任サレテ居ルノデゴザイマスカラ、東京デ申  
シマスレバ外務省ヘ持ツテ往クノデアラウト思フ、ソコデ是等ノ局ニ當ル人  
ガ、千六百八十云フモノヲ出ス手續ハドウデアルト云フト、知事ガ前以テ此  
山岡昂三ト云フ人ガ斯クナシテ、私ガ證人ニナシテ書面ヲ入レルカラ、今マテ  
ノ嚴重規則ヲ當嵌メテ吳レルナ、靜岡移民許可ノ規則ヲ見マスルト、二人ノ  
證人ガアツテ、此證人ハ十圓以上ノ地租ヲ納メル者カ、又ハ身元ガ確ニシテ  
外國ニ確ニ學業トカ、或ハ實業ノ視察ニ往ツテ、不都合ノナイト云フコトヲ證  
據立テルコトガ出來ル、此出來ル所ノ者ガ前以テ一個人ノ山岡昂三ト云フ人  
ガ、縣知事ノ所ニ往キマシテ、小野田元熙ト云フ人ガ、其時在職デゴザイ  
マシタガ、私ガ請合フカラヤッテ吳レロ、尙ホ此規則モ變ヘテ吳レロト云フ  
ノデ、此時ニ移民ニ先ツテ十圓ノ證據金ヲ、金五圓ニ減ジテ居リマスノミナ  
ラズ、二人ノ證人ヲ一人ニ減ジテ居リマスガ、併ナカラ是ハ改メル權利ガ  
アツテ改メタノアルカラ、本員ハ怪シゲナル改メ方ト云ツテ答メルマテニ至  
シテ屬、書生ヲ海外ニ出ス證人ト爲フタコトガアリマスガ、隨分嚴重ナ調ガア  
ラズシテ、モウチット大イナル驚クベク證據ガアルカラ、是等ノ輕イモノハ  
捨テ、シマツテ、ソレデ是ダケノ人間ヲ出スコトニナシタガ、其手續ハ如何、  
村長カラ郡長、ソレカラ參事官、書記官、知事ニ至ルノデ、本員モ一個人ト  
コトハ、實ニ驚クベキコトデアル、其名稱ハ如何アリマス、實業視察——  
實業視察トシテ千六百人出ス、是ガ一日ニ濟ンダト云フノハ、實ニ驚クベキ  
コトデハゴザイマセヌカ、普通ノ腦髓デアツタナラバ、是ハ如何ナルコトデア

ルト云フコトヲ、知事ガ考ヘナケレバナラヌ、併ナガラ前ニ頼マレテ居  
タカラ、皆之ヲ濟マシテシマツタ、所ガ是等ノ人ハ實業視察ナドト、云フ資  
格ノアル者デハナイ、已ノ姓名モ本當ニ書ケナイ者ガアルノデゴザイマ  
ス、印形モ持ツテ居ラナカツタノデ、真イ加減ノ印形ヲ捺シテアル、或ル時  
等ノ事ニ與ツテ居ル書記ガ見ルト、十名モ二十名モ同ジ判ガ捺シテアル、是  
ハオカシイト云フコトガ、昨年ノ三四月頃ニ發覺シタ、ソレラノ證據ハゴザ  
イマスケレドモ、上下一體デヤツタコトデゴザイマスカラ、此詐欺此惡事ノ  
此耻カシキ仕事ニ附イテ、裁判所ノ沙汰ニナリマスコトガ、後レテ昨年ノ八  
月ニ至ツタモノモ内部ア掩ヒ隠シタ結果デアル、其結果トシテドレタケノ罪  
人ガ出マシタト云フト、凡ソ七八人ノ者ガ、唯今輕罪重罪ノ豫審決定ノ被  
告ニナシテ居リマス、氣ノ毒ナノハ此局ニ當ツタ折原ト云フ參事官デ、開済  
ダト云フ判ヲ捺シタタメニ、此人ガ職ヲ免ゼラレテ、唯今矢張刑事ノ被告人  
ニナシテ、官文書偽造ダノ、詐欺ダノ、色々罪名ガアリマスケレドモ、大略  
右様ナモノデアル、併ナガラ本員ノ見ル所デハ、折原參事官ハ犠牲ノミデ、  
本當ノ事ヲ搜セバ其局ニ當ツテ居ル警察ノ力デアル、永井弘ト云フ者ガ直接  
ニ局ニ當ツテ、其上ニ天野三郎ト云フ人が警部長デアツタ此等ノ人ハ皆知事ト  
打合セテアリマシタカラ、折原參事官ハ上下ノ人ガ承諾シテ居ルト思ツテ、之  
ヲ拔シタノデアル、拔シタ人ガ犠牲ニナシテ、唯今獄ニ投ゼラレテ居リマスガ、  
此等ノ事ヲ命ジタル者、此等ノ事ニ附イテ利益ヲ得タル者、此等ノ事ニ附イテ  
惡事ヲ働イタル者ハ、法律ノ上ダケハ證據不十分トアツテ、尙ホ榮職ヲ世ノ  
中ニ占メテ、牧民官ト爲ツテ居ルト云フコトハ、驚クベキデハゴザイマセヌ  
カ、中央政府ハ斯ノ姫キ事ヲ見遁シテ、是デ政務ト云フモノガ、立ツモノデ  
ゴザイマセウカ、前ニ申シマシタ通、四五箇村カラ千六百人ノ人ガ出掛け、  
又此等ノ人ノ身元ガ、一日ノ中ニ調ベガ附クモノデハナイ、普通ノ腦髓ヲ以  
テ見ナラバ、是等ノコトハアルマジキコトデ、其中ニ多クノ詐欺ガ、含マ  
レテ居ルト云フコトガ分ルノデアル、固ヨリ不正ノ事ヲ黙諾シテ居ツタモノ  
デアルカラ、皆之ニ許可ヲ與ヘテ、煽亂課長——私ハ稱シテ保安課長ハ、保  
安課ニアラズシテ煽亂課長ト云フ前ニ選舉干渉ノ大惡ヲ行ヒ、後ニ答ナキ所  
ノ人民ヲ毆打セシメ、其後ニ復タスノ如キ、怪シカラヌコトヲ爲シテ居ル永  
井弘ト云フ者ハ、靜岡縣ノ保安課長トシテ、依然トシテ是等ノ人ニ左右セラ  
ル、人民ハ、實ニ憚ムベキコトデハアリマセヌカ、ソレカラ後ノコトハドウ  
デアル、斯ノ如ク證據ガ擴シテ捨テ、置カレナシカラ處分ヲシタ、處分トハ本  
員ハ名ケルコトハ出來ナイ、此局ニ當ツテ居ル小野田元熙ト云フ人ハ、唯今  
ハドウシテ居リマスルカ、懲戒モサレナケレバ職モ免ゼラレナイ、唯其土地  
ノ人民ノ受ケガ惡ルイト云フヤウナ考カラ致シマシテ、之ヲ他ノ縣ノ役人ニ  
シタ、即チ唯今宮城縣知事ノ小野田元熙ト云フ人ガ、斯ノ如キ罪人ヲ出シ  
テ——其下ニ氣ノ毒ナル折原參事官ヲ出シテ、其張本ノ責任者ハ顯然ト勅任  
ノ地位ヲ占メテ居ツテ、牧民ノ職ニ在ルト云フコトハ、實ニ政府ノ不取締ト

云ハナケレバナラヌ、此惡事ヲ助ケタル池永端ト云フ人ハドウシテ居ルカ、是レ亦巖手縣ニ轉ジテ書記官ヲシテ居ル、此惡事ヲ助ケ尙ホ手ヲ下シタリト云フ本人天野三郎——當時ハ是レ亦千葉縣ノ警部長ニ轉任シテ、良民ヲ取扱ハシテ居ル、日本政府日本ノ内閣ハ、實ニ何ヲ以テ政府ノ名稱ヲ下スコトガ出来マスカ、永井弘ハ靜岡縣ノ警察署長タリ、警視タリ、斯ノ如キ沙汰ガアリマシテ、尙ホ此事ニ附イテハ、本員ハ内ニ向テハ人民モ無謀ナラシメ、外務省ノ令ヲ無效ニシ、内務省ノ内訓ヲ無效ニシテ、人民ノ自由ヲ妨ゲルコトヲ教キモノデアル、支那ト何ヲ以テ異ナランヤ、役人ト共謀シテ白晝惡事ヲ勵イタル、其役人が依然トシテ其職ニ在ルト云フタナラバ、日本政府アツテナキガ如キモノト云フデアラウ、斯ノ如キ小人ノタメニ日本帝國ノ威嚴ヲ減ジ、日本人民ノ幸福安寧ヲ妨ゲルト云フコトヲ、政府ガ之ヲ默許シテ居ルト云フコトハ何事デアル、是ハ本員ハ證據アルモノダケヲ舉ゲテ云フノデアルガ、斯ノ如キ空氣ノ中ニ成立ツモノガ、一トシテ清イモノハナイ、又正シイモノハナイ、即チ賄賂公行、官紳亂、廉恥廢棄シテ、所謂官紀ナルモノハ薄然トシテ地ヲ拂ツテ居ル、斯ノ如キコトヲ見捨テ、顧ミザル内閣、斯ノ如キコトヲ平然笑テ過ギル所ノ内務大臣ノ下ニ、地方ノ政務ガ振肅シテ居ルト云フコトハ、本員ハ信ズルコトハ出來ナイ、本員ハ地方ノ小役人ヲ咎ムルニアラズ、何故ニ斯様ナ事柄ヲ公ケニ見テ、政府ハ平然トシテ居リマスカ、小役人ノ罪デハナイ、警察官何物ゾ、縣知事何物ゾ、唯是等ヲ見遁ガス政府ガ宣シクナインデアル、併ナガラ是ハ地方ノモノトシテ、論ズルコトハ出來ナイノデアルガ、源流ガ濁ツテ居ルカラ、其末ハ皆斯ノ如キモノデアル、即チ當然ノ結果デ怪ムニ足リナイ、若シモ本員ガ唯今陳述シタ點ニ附イテ、英米諸國ノ議會ニ例ニ倣ツテ、此事件ヲ審査スルト云フコトデ、本員ガ詐ヲ申シタ云フコトデアルナラバ、本員ハ責任ヲ以テ其調査ノ員ニ加シテ、本員ガ答辯ノ責ヲ盡ス積デアル、而シテ政府知ラザルニアラズ、屢訴ヘテモ政府ハ取合ハズ、或ル場合ニ於テハ、却テ黨派ノ私情ニ制セラレテ、見捨テ、居ルノミナラズ、主張者デハアルマイカト思ハレルノデアル、本員ハ黨派ノ人ニアラズ、唯良民ノタメニ訴ヘナケレバナラスト思フ、併ナガラ斯ノ如キ結果ノ顯ル、ノハ、原因アツテ然リ、中央亦斯ノ如キモノデアル、現ニ本員ノ知り得ル所ノ他事實ヲ舉ゲマスレバ、澤山アリマスケレドモ、之ト聯帶ノ事實ヲ舉ゲテ見スレバ、昨年ノ現在ノ内閣員ノ農商務大臣ノ林君ガ、九州ノ工業ヲ視察スルトキニ、他ノ職分ニ關係アル所ノ事業ヲ見テ吳レロト、良民ガ頻ニ懇請シタルニ拘ラズ、中央ノ政務多事ナリト言ウテ、豫定以外ノコトハ一モ視察セラレヌデ、歸リニハ黨派ノ擴張ノタメニ、京阪ノ間ノ屢々集會ニ臨マレタト云フ、本員ハ事實ヲ知テ居リマス、又末松内務大臣ガ、地方長官ガ政友會ノ支部

ノ發會式ニ臨ンテ、之ニ對シテ聲援ヲ與ヘル所ノ席ニ列シテ居ルノヲ、之ヲ平然ト見テ居ラレタルノミナラズ、寧ロ之ヲ幫助スル態度ヲ示サレタト云フコトハ、本員等歷タル證據ヲ以テ、茲ニ述べルコトガ出來ル、中央ノ監督者斯ノ如シ、被監督者如何ゾ放縱ナラザランヤ、斯ノ如キ怪シムベキ、斯クノ如キ惡ムベキ、内ハ良民ヲ苦メ、外ハ威信ヲ失ヒ、政府ノ法律ヲ蹂躪シ、議會ノ神聖ヲ踏荒ラスノ所ノ、事件ノ起ルコト何ノ怪シムコトガアリマセウカ、私ハ決シテ怪シムコトハナイ、此責任タルヤ地方ノ小役人ニアラズシテ、中央政府ノ甚ダ許スベカラザル所ノ罪惡過失デアルト本員ハ思フ、ソレ故ニ此事ヲ議會ノ追ルニモ拘ラズ、本員ハ訴ヘテ全國ノ正義ノ反響ヲ促スガタメニ、之ヲ速記録ニ載セテ、此證據物ヲ世ノ中ニ公ケニスル手續ヲ取ル積デ、即チ議長ノ手許ニ差出シマス

(参考書ハ衆議院議事速記録第十七號ノ末ニ載ス)

○議長(片岡健吉君) 田畠地價特別修正法律案ノ委員會ヲ開キタイト云フコトヲ、委員長カラ申出ニナリマシタガ、許可シテ御異議アリマセヌカ  
(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 御異議ナケレバ許可スルコトニ致シマス、利根川修築ニ關スル建議案ノ委員會ヲ、是ヨリ開キタイト云フ委員長カラ申出ガアリマシタ、是モ許可シテ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ許可スルコトニ致シマス——高木正年君

○高木正年君(百六十番) 私ノ質問ハ簡単デゴザイマスカラ、此處デ説明致シタウゴザイマス、私ノ提出致シテ居リマスル質問書ハ、伊豆七島區裁判所設置ニ關スル事柄デゴザイマシテ、如何ニモ些細ナコトノヤウデゴザイマスガ、住民ノ上ニ取リマスルト云フト、昨今難儀ヲ致シテ居リマス、故ニ質問書ヲ提出致シタノデアリマス、從來伊豆七島ト云フモノハ、地役人ノ制度デ一方ニハ郡長同様ナ資格ヲ有シ、地方ニハ區裁判所判事ノ資格ヲ以テ、行政司法共ニ扱ツテ居ラズ、然ルニ地方制度完備ノタメニ、區裁判所ナルモノヲ置カル、コトニナリマシタ、所ガ伊豆七島ノ中デ、中央——地圖ノ上デハ至ラテ中央デアルガ、實際ヲ少モ調べズシテ新島ト云フ所ニ、區裁判所ヲ置キマシタメニ、新島ニ總テノ聯絡ヲ取ラネバナラヌ、所ガ三宅島、若クハ是モ遠い所ノ御藏島ニ於テハ、新島區裁判所ノ間ノ往復ガ、二箇月餘モ費スト云フ事實デアル、現ニ戸籍法ト云フモノハ、之ガタメ全ク實施セラレナイノデアル、戸主ガ死シテ親族會議召集ノ申請ヲ爲ス、其申請ノ達ガ來ル時分ニハ、既ニ親族會議ノ時日が經過シテ居ルト云フ實際ニナッテ居ル、是ニ附イテ最モ甚シキコトハ、現ニ司法省ガ此事ニ附イテハ非常ニ狼狽シタ、一昨年司法省ノ

或ル官吏が實際ヲ視察ニ往ツタ、新島ノ區裁判所ニ往ツテ見テ、管轄ニ係ル三宅島若ハ其他ノ出張所ニ參ラウトスルト、一旦東京ニ戻ツテカラ、其島ニ往カナケレバナラムト云フノア、非常ニ狼狽セラレタ、然ルニ此過ヲ直スコトヲシナイデ、尙ホ今日マズ來テ居ルノデアリマス、實際戸籍法ノ實施ガ出來ナ

イト云フバカリデナク、民事ニ取リマシテモ斯様ナ離レタ處、斯様ナ邊鄙ナ處、斯様ナオクワナル所ナルガ故ニ、百圓以下ノ訴訟ヲシャウトスルト、非常ニ費用ガ多ク掛ツテ勝ツテモ少シモ效ガナイタメニ、金錢ノ貸借ハ殆ド中止セラレタ有様ニナツテ居ル、クレニ附イテ政府ハ大島若ハニ三宅島其他ニ、裁判所ヲ置クト云フコトニナツテ居ルニモ拘ラズ、唯其儘ニ今日マズ經過シテ居ル、故ニ已ムコトヲ得ズ今日質問書ヲ提出シタノデアリマスカラ、クレニ附イテ政府ハ困ラヌヤウニ、速ニ處分スルヤ否ヤト云フ答辯ヲ至急戴キタク希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議ニ移リマス

○田中正造君(二百三十九番) 二百三十九番

○議長(片岡健吉君) 田中君、何デスカ

○田中正造君(二百三十九番) チヨット議長ニ御勧告申シテ置キマス、今日私ハ少シ議場ニ參ルノガ遅クナリマシタガ、參ル所ノ途中デ聞キマスノニ、靜岡縣カラ今日博徒ノヤウナモノガ、三人バカリ東京ニ這入シテ來タ、是ハ何ダラウカト云フト、島田三郎ガ演説ヲシタナラバ、此奴ヲ打殴タルタメニ來タ、斯ウ云フコトヲ、馬車ノ中ノ乗合ノ者カラ聞キマシタガ、ソレハ何處ニ宿泊スルダラウカト申シマシタ所ガ、井上角五郎ノ所ニ宿泊スルダラウト云フコトヲ聞キマシタ、是ハ道路ノ言デゴザイマスケレドモ、ドウモ私共ノ申スコトハ事ガ當ルノダ、サウ云フコトガ矢張殆ド豫言ノ如クニ、行ハレルノデゴザイマスカラシテ、議長ハ之ヲ道路ノ言トセズニ、啻ニ私ガ一片ノ好イ加減トヲ、御希望申ス

○議長(片岡健吉君) 是ヨリ議事日程ノ議ニ移リマス

○小山久之助君(百九十八番) 百九十八番

○議長(片岡健吉君) 小山久之助君ハ何デスカ

○小山久之助君(百九十八番) 私モ議長ニ御勧告申シテ置キタイ、唯今島田君ノ質問演説中ニ、緊急動議が出マシテ、既ニ議長ノ許可ヲ得テ議員ガ發言シテ居ル、其發言中ニモ拘ラズ、其緊急動議ヲ御許シニナツテ議員ノ發言權ヲ

御差止ニナツタト云フコトハ、吾々ハ前途ノ言論ノ自由ニ大關係ガアルト考ヘルノデアル、今日ハ幸ニ發言者ハ取消シマシタカラ、宜シウゴザイマスガスノ如キコトハ、先例ニナリマスルト云フト、イトモサヘ言論ノ自由ヲ得ルコトノ出來ナイ吾々議員ハ、是カラ後ニハ多數ノ專制ノタメニ何カ言ハントスレバ、何時デモ御都合ノ惡ルイキハ、緊急動議緊急動議ト云ウテ、何モ言フコトが出來ナイヤウニナラウト考ヘマスカラ、議長ガ御許シニナツタノハ過デアルナラバ、別ノコトデアリマスガ、過デナインシタ處ガ、ドウゾ先例ニナラナイヤウニ、御取計ヲ願ヒタイ、是ガ先例ニナルコトハ、私ハ後來ノタメニ大ニ憂フベキコトデアラウト考ヘマスカラ、議長ニ御勧告致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ一、明治三十四年度歲入歲出總豫算追加案 第二號

一 (第二號) 明治三十四年度歲入歲出總豫算追加案  
(栗原亮一君演壇ニ登ル)

○栗原亮一君(六十二番) 三十四年度ノ追加豫算第二號竝ニ追第二號ノ國庫負擔、此二件ニ附キマシテ委員總會ニ於キマシテノ、審査ノ結果ヲ報告致シマス、此案ハ増稅案通過ノ結果ト致シマシテ、出マシタル所ノ、歲出入即チ清國ノ事件費デアリマスル、モウ是ハ色々參考書モ出テ居リマスレバ、大變ニ歲入ニ附キマシテハ、ヤカマシイ問題デアリマシタカラシテ、既ニ此問題が決シマシタ以上ハ、自然ノ結果ト致シテ、此歲出入ガ定シタノデアリマスカラ、格別詳シク御報告ヲ申ス必要ガナイト思フデアリマスガ、此政府ノ方ヨリ致シテ訂正ガ出テ居リマスカラ、少シク數字ガ違ヒマシタカラ、其事ヲチヨット申シテ置キマス、此砂糖稅ノ收入ニ於キマシテ、三百三十九万八千八百六十七圓トアルノガ、二百七十一萬八千八百六十七圓ト訂正ニナツタノデアリマス、是ハ砂糖稅法ニ於キマシテ修正ノ結果、擔保ニ供シタル時分ニハ、六箇月以内ト云フモノハ、此徵稅ヲ猶豫スルト云フコトガアリマスカラシテ、先づ凡ソ此延納ノタメニ、二割方ハ減額ヲ見込ンデ置カナケレバナルマイト云フコトデ、全體ノ趣意ニ於テ狂口ガ出タ譯デハアリマセヌガ、是ニ依シテ此數字ガ變シタノデアリマス、其結果トシテ借入金ガ增稅ヲ致シテモ、尙ホ不足ガアリマスカラ、借入金ガ千七百万圓ト爲シタノデアリマスガ、前申ス通六十八万圓ト云フモノガコ、デ、減リマスカラ、從シテ借入金ノ方ガ、六十八万圓增加スルト云フコトニナツタノデアリマス、ソレカラシテ此清國事件ニ用ヒル所ノ經費デアリマスガ、是ガ大藏省所管ノ歲出臨時部ニ於キマシテ、國庫豫備金ノ款ヲ設ケテ、清國事件第二豫備金ト云フ一項ガ、設ケラレタノデアリマス、之ニ附イテ少シ議論ガアリマシタガ、要スルニ斯ノ如キノ此項ヲ設ケマシタノハ、此增稅ナルモノハ第一此清國事件費ノタメニ用ヒルト云フコトガ眼目デアリマシテ、尙餘リガアレバ基金ノ補填其他ニモ用ヒマスルガ、第一ハ清國事件ノタメニ用ヒルノデアリマスカラ、普通ノ豫備金ノ中ヘ入レバ、隨分他ノコトニモ流用ノ出來ルト云フ恐ガアリマスルカラシテ、決シテ此金ヲ他ノ事ニハ流用ヲシナイト云フ考ニ依ッテ、即チ特ニ此第二豫備ト云フモノヲ設ケタノデアリマス、デ是ハ別ニ會計法ニ於テ、抵觸スルト云フコトモナインデアリマスカラ、此歲入ノ精神ガ清國事件デアル以上ハ、矢張原案ノ如クニ、特ニ此一項ヲ設ケタ方ガ、適當デアラウト云フ考ヲ以チマシテ、委員會ニ於テハ原案ノ通ニ、此事モ贊成ヲ致シタノデアリマス、是ハ小サイ修正デアリマスルケレドモガ、内國稅第十一款、即チ此八頁ト九頁ニ掲ゲテアリマス、是ハ本豫算ノ査定ノ方針ニ依シテ判任官竝ニ雜給ニテ、決シテ此金ヲ他ノ事ニハ流用ヲシナイト云フ考ニ依ッテ、即チ特ニ此第二豫備ト云フモノヲ設ケタノデアリマス、デ是ハ別ニ會計法ニ於テ、抵觸スルト云フコトモナインデアリマスカラ、原案ニ於キマシテハ平均判任官体給二十圓ト云フノヲ、矢張前ノ査定ノ方針ニ基キマシテ、十七圓ト致シタノデアリマス、ソレカラ雜給ノ項ニ於キマシテモ、原案ニ十圓トアルノヲ八圓ト改メマシテ、即チ本豫算ト同ジ方針ニ依シテ査定シタ譯デアリマシテ、其減額ガ一万三千九百七十四圓デアリマス、第二號ノ方ハソレダケノ修正デア

リマス、ソレカラ追第二號ハ豫算外國庫ノ負擔デアリマスガ、此千七百六十八万圓ト云フモノヲ、一時借入金ヲシナケレバナラヌ所ノモノデアリマス、是ハ利子ガ一箇年百分ノハ以内トアリマレテ、皆ハ全ヒ二箇年ニタツテ居リ

マスガ、少シ此百分ノ八テハ高イヤウデアリマスガ、今日ノ財政經濟ノ實況ニ於テハ、先ヅ是丈ノ範圍ヲ取ツテ置カナケレバナラヌカラシテ、固ヨリ出来得ル限ハ、利子モ安ク借リルノデアリマスガ、是ダケノユトリヲ見テ置カ

ナケレバナラヌト云フ必要ヲ認メマシテ、其他ハ原案ノ通賛成ヲスルコトニ  
決定ヲ致シタノニアリマス

○工藤行幹君(六十六番) チヨヲト委員長ニ御聽申シタイノデゴザイマスガ、此清國事件費第一豫備ト云フノデアリマスガ、今略々御説明モアリマシタガ、其金額ニ附イテ聽クノデハアリマセヌガ、第一豫備ト云フノハ、會計法ニ依フテ其制限ヲ限シテアルノデゴザイマスガ、茲ニ別ニ第一ト云フノハ、清國事件ニ限シテ、第二豫備ト云フ名稱ヲ付スルノデアリマスカ

○栗原亮一君(六十一番) 第二豫備金ノ趣意デアリマシテ、第一豫備金ヲ別テ、二項トシタヤウニナラテ居ルト考ヘマス

○工藤行幹君(六十六番) サウスルト、第二豫備ノ中ニ、清國事件費ヲ別ニ  
シャウト云フコトデアリマスカ

○栗原亮一君(六十二番) 左様ニ心得テ居リマス  
○西松峰麿君(百三十六番) 委員長ノ報告通り議ナシ

○議長片岡健吉君　追加總算全部ヲ議題ニ供シマス——委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

日程ノ第二、豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ要スル件、全部ヲ議題ニ供シマス

二 追第二號豫算外國庫ノ負擔ト爲ルヘキ契約ヲナスヲ要スル件

○議長(片岡健吉君)是モ委員長報告通り御異議ハアリマセヌカ  
〔「異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長（片岡健吉君）「異議ナシ」ト呼フ者アリ 御異議ガナケレバ其通決シマス

○栗原亮一君(六十二番)此場合豫算總會ヲ開キタウゴザイマスカラ、委員  
ノ観席ヲ請求致シマス

○議長(片岡健吉君)豫算委員長ヨリ、此際豫算委員會ヲ開キタイト云フコ  
トデアリマスガ、許可シテ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」と呼ぶ者アリ〕

○栗原亮一君(六十三番)ソレデハ委員諸君ハ、御集リヲ願ヒマス  
○議長(片岡健吉君)議事日程ノ第三永代借地權ニ關スル法律案、第一讀會、

議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

### 三 永代借地權ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第一條 永代借地權ニ關スル法律案  
政府ノ永代借地券ヲ以テ外國人又ハ外國法人ノ爲ニ設定シタル永

リマセヌ

○外務大臣(加藤高明君) 取調ベタ上デ、御答スルコトニ致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ御質問ガナケレバ、議事日程ノ第四

○恵松隆慶君(百三十二番) 是ハ九名ノ委員ヲ議長指名ニ願ヒマス、而シテ當期議會モ切迫シテ居リマシテ、明日ハ大祭日デモゴザイマスカラ、直チニ議長カラ指名ニナリマシテ、其委員ハ委員長理事ノ選舉ヲ直チニ致シテ、調査ニ掛ルヤウニ御指揮ヲ願ヒタウゴザリマス

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ノ意見ノ通御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、ソレデハ委員ヲ指名致シマス

## (書記朗讀)

五 葉煙草專賣法中改正法律案(西原清東君外 第一讀會ノ續)

三 輪潤太郎君 東 良三郎君 新開貢君 花井卓藏君 山田武君 石黒涵一郎君 永江純一郎君 齋藤卯八君

○議長(片岡健吉君) 今指名致シマシタ委員諸君ハ、ドウカ直チニ委員長理事ヲ選舉アランコトヲ希望致シマス、次ハ議事日程ノ第五葉煙草專賣法中改正法律案

○望月長夫君(百五十四番) 私ハ此案ニ附イテ、昨日提出者ニ説明ヲ求メマ

シタ所ガ、私ハ要領ヲ得マセヌデシタ、私ノ考デハ本案ハ之ヲ實施致シマスレバ、殆ド人民ノ財産ヲ掠奪スルニ均シキ結果ヲ生ズル箇條ガ見エルト思ヒマス、併ナガラ議場ノ大勢ハ最早動スベカラズ、此儘通過スル有様ニ見エマスカラ、クダくシク修正或ハ其他ノ説ハ持出シマセヌガ、要スルニ私ハ本案ノ改正ニ反対デアルト云フコトヲ言明シテ置キマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二讀會ヲ開クニ同意ノ諸君ハ起立ヲ請ヒマス  
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス  
○恵松隆慶君(百三十六番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ希望致シマス  
○議長(片岡健吉君) 直チニ二讀會ヲ開クト云フ動議ガアリマスガ、御異議起立者多數○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス  
〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

## 葉煙草專賣法中改正法律案

## 第二讀會

〔委員會ノ修正通リト呼フ者アリ〕

○初見八郎君(二百六十九番) チヨウト續イテ御尋致シマスガ、納付ノ取扱上ノ便宜ノタメニ、定メラレマシタノデアリマスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) サウデス

○初見八郎君(二百六十九番) チヨウト續イテ御尋致シマスガ、納付ノ取扱上ノ便宜ノタメニ、定メラレマシタノデアリマスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) サウデス

○初見八郎君(二百六十九番) 本員ハ此二十二條ノ二ヲ削除スルノ意見ヲ出シマス、即チ納付期日ニ葉煙草ヲ納付セザルトキハ、三圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處スト云フノハ、納付期日ニ葉煙草ヲ納付セシムルノ目的デ、本條ガ規定セラレタノデアリマスガ、其理由ハ何カト唯今説明ヲ請ヒマシタ所ガ、政府委員ハ唯葉煙草ノ納付ノ片付方ガ宜イタメニ、即チ葉煙草納付ノ取扱ノ便宜上ノタメニ、規定シタト云フ答デアリマス、サウシテ見マスルト、是ハ密賣ヲ防グトカ云フヤウナ、已ムヲ得ザル必要ノタメデナク、唯葉煙草ノ納付ノ取扱上便宜ノタメニ過ギナイ、然ルニ納付期日ニ葉煙草ヲ納メヌトキハ、ツレニ對シテニ圓以上三十圓以下ノ罰金ニ處スベシト云フコトハ、如何ニモ酷薄ナコトデアルト考ヘル、此葉煙草ハ如何ナル者ガ耕作ヲスルカト云ヘバ、實ニ賤民ガ耕作ヲスルノデアル、或ハ男ガ一人デ、餘ハ女子供デアルト云フヤウナ者ガ耕作ヲスルノデ、サウ云フ者ガ甚シキ病氣ニ罹シト云フコトデアレバ、是ハ正當ノ理由ト云フノデ罰セヌコトニナリマセウガ、甚シキ病氣デナクトモ、病氣ノトキニ尙ホ納付期日ニハ、必ズ葉煙草ヲ專賣所マデ持出サナケレバナラヌト云フ、義務ヲ負ハナケレバナラヌ、斯様ナ賤民ガ自分ガ身體ノ惡ルイトキニハ、人ヲ頼ンデヤルト云フヤウナコトハ、出來ナイガ故ニ、必ズ納付ノ期日ニ納付スルト云フコトハ、實際困難ノ譯デアル、縱令ソレ程デナクトモ、降雨ノ甚シイトキ、道路ガ非常ニ惡ルカツタ時ナドハ、葉煙草ヲ三里モ四里モ運搬スルト云フコトハ、實際非常ニ困難デアル、左様ナ有様デアルニ拘ラズ、其期日ニ葉煙草專賣所ノ役人が便宜ノタメニ極メタ期日ニ持ツテ往カナケレバ、罰金ニ處スルト云フノハ、酷薄ニ過グル箇條ト思フ、租稅ノ如キモノデモ納付ノ期日ヲ定メテ、其日ニ納付セヌト云フテ、直ニ罰金ニ處スルト云フコトハナシ、然ルニ葉煙草ヲ納付期日ニ後レタト云テ、罰金ニ處スルト云フノハ殘酷極マル箇條ト考ヘル、故ニ本條ハ削除セラスコトヲ希望致シマス

〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定規ノ贊成ガアリマスカ  
〔贊成々々ト呼フ者アリ〕

○政府委員專賣局長仁尾惟茂君演壇ニ登ル

○政府委員(仁尾惟茂君) 唯今此二十二條ノ「ノ制裁ノコトニ附キマシテ、御修正ノ意見が出マシタガ、之ハモウ喋々ヲ要シマセヌ、修正ノ御説ノ出マシタ如キコトハ、本條ニ確ニ書イテゴザイマス、テ密賣ヲセントスル者ハ、免角期日ヲ怠リマシテ、甚ダ弊害ノ起ルモノデアリマスカラ、是等ノタメニ畢竟ナケレバナラヌト云フ必要ガゴザイマス、故ニ右等ノ如キコトハ、法律ニ正當ノ事由ナクシテトゴザイマスデ、一向差支ナイ積デゴザイマス

○初見八郎君(二百六十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 御質問デスカ

○初見八郎君(二百六十九番) イエ、唯今ノコトニ附イテ……

○議長(片岡健吉君) モウ一度ハ發言ハ許シマセヌ

〔採決々々ト呼フ者アリ〕

○初見八郎君(二百六十九番) デハ質問ヲシマス、正當ノ事由ナクシテト云フコトデ、此箇條テ一向差支ナイト云フコトデゴザイマシタケレドモ、正當ノ事由ト云フコトハ甚ダ漠トシテ居シテ、自分共ニハ分ラヌ、少ノ雨ガアッタトカ、少シ自分が風ヲ引イテ運搬シナケレバ人ヲ頼ムコトニナル、ドウモ正當ノ事由ナラヌト思ヒマスガ、サウ云フ場合ニモ之ハ正當ノ事由ト極メラレルノデアリマスカ

○政府委員(仁尾惟茂君) 固ヨリ病氣デ耕作人が運搬ガ出來ナイト云フコトハ、正當ノ事由ニナリマス、又雨ガ降タトキニハ(以下低聲ニシテ聽取スルコト能ハス)

〔此時「分ラヌ々々分ラナイヨ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、二十二條ノ二ハ削除説ガアリマスカラ、原案ニ依ッテ採決ヲ致シマス、二十二條ノ二原案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、原案ノ通決シマス、其他ハ委員長ノ報告通告デ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス

○恆松隆慶君(百三十六番) 直チニ三讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレハ直チニ三讀會ヲ開キマス、第二讀會デ決シタル通デ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ延スコトニ決シマス

## 葉煙草專賣法中改正法律案

## 第三讀會

〔何時マデト問フ者アリ西原清東君「明後日マデト答フ」

○後藤文一郎君(二百七十四番) 唯今ノハ次ノ會議マデデセウカ、其際ニハ成ルベク早ク日程ニ載セラレンコトヲ希望致シマス

○議長(片岡健吉君) 議事日程ノ七社寺上地林處分法案、第一讀會ノ續、委員長報告、出水彌太郎君

○出水彌太郎君(二百六十四番) 社寺上地林處分法案ノ委員會ノ結果ヲ御報告致シマスルガ、此次ノ日程ニゴザイマスル、存置ヲ要セサル國有林野ノ特居ル問題デアリマスルカラ、之ヲ一ツ合シテ報告シャウト思ヒマスルカラ、ドウカ御同意ヲ願ヒマス、(此時議長、出水彌太郎君ト私語ス)此社寺上地林處分法案ノ中ニハ「國有林野中」ト云フ五文字ヲ加ヘマジタノト、ソレカラ半額(以内)ノ二字ヲ削ッタ、此ダケノ修正デゴザイマシテ、此「國有林野中」ト云フ五文字ヲ加ヘマジタノハ、若シ之ヲ加ヘテ置カナイト、御料林ニ關係スルト云フノ嫌ガアルカラ、之ヲ加ヘテ宣カラウト云フノ趣旨デ加ヘタ、ソレカラ「以内」ト云フ二字ヲ置キマスルト、之ヲ處分スルニ非常ナ困難ガアル、錯雜ガ出來ル、斯ウ云フ意味デ此「以内」ト云フ二字ヲ削リマシテ、其他ハ全會一致デ可決致シマシタ、デ是ハ昨年モ全會一致デ可決ニナリマシタ案デアリマスルカラ、ドウカ直チニ第一讀會ヲ御開キニナリマシテ、讀會省略デ御贊成ヲ願ヒタイ(贊成々々ト呼フ者アリ)ソレカラ此存置ヲ要セザル國有林野ノ特賣ト云フコトハ、社寺上地林ノ處分法案ガ可決致シマシタガ、故ニ、此内デ社寺上地林ト云フ所ニ關係ノアル部分ダケヲ削リマシテ、少シク字句ヲ改正致シマシタ(簡短々々ト呼フ者アリ)ソレカラ此第二項ニ「社寺上地林上地林ト云フモノニ關聯ノタメニ、之ガ修正ニナツタ結果トシテ、出來タ修ノ山林ニシテ其社寺ニ賣拂ハサルトキ亦同シト云フ」一項ヲ加ヘマシタノモ、亦此社寺上地林ト云フ案ガ此處ニ出來タガ故ニ、之ヲ加ヘテ置キマセヌト、此分ダケハ洩レル嫌ガアルガ故ニ、之ガ加ハツタソニアリマス、其他ハ此社寺正デアリマス、唯年賦十箇年ト云フノハ長キニ過ギルカラ、五年ト云フコトニ修正ニナリマシテ、是モ委員會ハ可決ニナリマシタ、此段御報告致シマス

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ、第二讀會ヲ開カウト云フニ、御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ二讀會ヲ開クコトニ決シマス、今直長カラ報告ノ都合ガアルカラ、議事ヲ延シテ吳レト云フ通牒ガアリマシタカラ、許可シマシテ御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ延スコトニ決シマス



ハ、何處へヤツテ宜イカ分ラヌコトニナツテ、詰リ此案ノ實效ヲ收メルコトガ出来ナイ、其點ニ於テモ出來ナイコトデゴザンスルカラ、ドウカ是ハ否決アルヤウ願ヒタ

○議長(片岡健吉君) 採決致シマス、本案ニ附イテ第一讀會ヲ開クヤ否ヤ、本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 少數

○議長(片岡健吉君) 少數ト認メマス、本案ハ第二讀會ヲ開カザルコトニ決シマス、議事日程第九狩獵法改正法律案、第一讀會ノ續、佐藤昌藏君

### 九 狩獵法改正法律案(恆松隆慶君外 第一讀會ノ續(委員長)

(報告)

〔佐藤昌藏君演壇ニ登ル〕

○佐藤昌藏君(六十五番) 諸君、日程第九ニゴザイマスル狩獵法改正法律案並外一件ノ、委員會經過ヲ御報道致シマス、本案ハ昨日ヲ以テ委員會ヲ開キマシテ、直グ之ヲ議決致シマシテゴザイマスルガ、第十二ゴザイマスル所ノ同法案、即チ堀越君ノ提出ニ關ル案デゴザイマス、此案ト即チ第九ニ載テ居リマスル法案トヲ併セテ、其第十ノ趣意ヲモ採リマシテ、サウシテ諸君ノ御手許ニ回ハシテ置キマシタル、二三ノ修正ヲ致シマシタル次第ゴザイマス、其修正ノ重ナルモノハ、即チ狩獵稅ヲ元ト恆松案ハ、四等ニナツテアリマシタモノヲ三等ニ致シマシテ、其稅金モ一等ヲ二十圓トシ、二等ヲ十圓トシ、三等ヲ二圓ト修正致シマシタ、又罰則ニ至リマシテ、第二十條ノ「百圓以下ノ罰金ニ處シ犯罪ニ供シタル器具ハ此ヲ沒收ス」斯様修正致シマシテゴザイマス、斯様修正致シマシテゴザイマス、最前モ申シマスル通、兩案ノ意味ヲ取リマスル、又政府委員トモ能ク協議ヲ遂ダマシテ、滿場一致ヲ以テ可決致シマシタ、修正ノ通可決致シマシタ案デゴザイマスカラ、皆様之ヲ速ニ可決セラレンコトヲ望ミマスル

○花井卓藏君(百六十九番) 議長

○議長(片岡健吉君) 質問デスカ

○花井卓藏君(百六十九番) 質問デス、本案ヲ見マスルト云フト、現行ノ狩獵法ニ比シテ、二三箇條ノ改正ガアルノデゴザイマス、二三箇條ノ主タル改正ガアルガタメニ、現在ノ法律會議ト云フモノヲ改正ヲスルト云フ必要ハナインデ、元來狩獵法ノ改正案ニアラズシテ、狩獵法中改正案タルベキモノナル、成ル程文字即チ片假名ノ文字ヲ多少シテアルヤウナ事柄ガゴザイマスケレドモ、其文字ヲ直スト云フ事柄ハ、現在ノ法律ヲ非議スル所ノ理由ニハナラナイノデ、即チ一條カ二條カノ修正スルト云フヤウナ必要ガ起リタル場合ニ於テハ、法律ノ全體ト云フモノヲ、始カラ終マデ書直シテ改正——改正デハナイノデ、現在ニ行レテ居ル法律ヲ其儘ニ茲ニ茲ニ書イテアル、此ノ如キ事柄ハ、將來ニ於テ甚ダ惡シキ例ヲ遺ス事柄デアラウト思フノデアル、此法案ノ如キニ至リマシテハ、僅ニ三十條以内ノモノデゴザイマスカラ、宜シウ

ゴザイマスガ、數百條ニ涉テ居ル法律中、一條二條ノ改正ヲ行フガタメニ、全部一條カラシマヒマデ書直シテ、唯活版デ變ヘル、紙ヲ變ヘルト云フダケノコトハ、法律改正ノ理由ニハ私ハナルマイト思ヒマスケレバ、唯今ノ質問ノ理由ヲ以テ、直チニ反對ノ理由ニ致シマスカラ提出者ノ御考竝ニ委員會ノ經過ハ、其邊ハ如何ナル御審議ニナツタノデアリマスカ、恆松君ノ御提議デゴザイマスカラ、議事進行ノ便宜ノタメニ、成タグ贊成シタウゴザイマスガ、立法ノ事業ハ進行ノヤウニ容易ニハナラヌノデゴザイマスガ、如何ニモ改正ノ條項ハ少シテ置キマス、答辯ヲ得マスレバ仕合デゴザイマスカラ、是モ併テ一言ウゴザイマスナレドモ、大ニ其改正ノ趣意ガアルノデ、即チ簡短ニ是ハ申上ゲマスルガ、即チ今世間デモ狩獵ニ附キマシテ、有益ノ鳥類等ガ其種ヲ絶ツニ至ルト云フコトヲ、世間モ認メテ居リマス、就キマシテハ其廉ミニ修正好ツ致シマスルノデ、所謂愛護スルノ趣意ニ出マシタノデゴザイマスカラ、左様御承知ヲ願ヒマス

○恆松隆慶君(百三十六番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ望ミマス  
○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ第二讀會ヲ開クヤ否ヤノ採決ヲ致シマス——本案ノ第二讀會ヲ開カウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○恆松隆慶君(百三十六番) 直チニ二讀會ヲ開カレンコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 直チニ第二讀會ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ」と呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ直チニ第二讀會ヲ開クコトニ致シマシテ、全部ヲ議題ニ供シマス

### 狩獵法改正法律案

第二讀會

○橋元勗君(百六番) 私ハ此十條ノ稅金ノ所ニ修正ガゴザイマス、此一等金二十圓トアリマスノヲ、甲種十圓、乙種二十圓、ソレカラ二等ガ十圓トアリ

マスノハ、即チ甲種五圓、乙種十圓、三等ガ甲種一圓、乙種ガ一圓デ、是ハ現行法ニモ、即チ甲種ト乙種ニ稅金ノ區別ガアルノデアル、而シテ此第十條ノ本文デ見マスルト「甲乙各種ニ付云々」ト云フ法文ニナツテ居リマス、此既ニ法文ニ據リマシテモ、自然甲種ノ稅金ト乙種ノ稅金ト云フモノハ、此處ニ區別ヲシテ置カナケレバナラヌ、又元來此獵銃ヲ以テ獵ヲスルモノト、私ハ竿ヲ以テ雀ヲ捕ルトカ鳩ヲ捕ルトカ、ホンノ竹一本デ小鳥ヲ捕ルモノト、同一ノ稅金ヲ賦課シヤウト云フコトハ、甚ダ之ハ苛酷デアル、實際ニ或ル縣ニ依テハ、現ニ農事ノ妨害ニナルトシテ雀ヲ捕ル者ニ向シテハ、役場ニ於テ一錢宛買上グテヤルト云フヤウナ、縣農會ノ決議デ、サウ云フコトヲ實行シテ居ル縣モアリマス、是等ノコトヲ實行スルニ當ツテハ此稅金ヲ獵銃ヲ以テヤルモノト同一ニ致シマシテハ、甚ダ害ヲ及ボス故ニ、此現行法ノ如ク獵具ヲ以テ

ヤルモノト、ソレカラ其他ノ網或ハ猶ラヤルモノ、稅金ノ區別ヲサレルノハ、

至當ト考ヘマスカラ、斯ク修正シタノアリマス。

○望月長夫君(百五十四番) チヨット政府委員ニ質問ヲ致シテ置キタイ、今ノ

橋元君ノ修正ニ附イテ、從來ハ甲種ト乙種トノ區別ガ——甲種ト乙種トノ稅

金ノ區別ハ、餘程懸隔ガアツ然ルニ今度之ヲ一樣ニセラレテアルガ、サウ

シテ此一樣ニセラレタ點ニ附イテセ、矢張政府ニ於テ同意シテ居ラル、ヤウ

ニ、今委員長ノ報告デ聽キマシタガ、之ヲ一樣ニ致シテモ差支ハナイト云フ、

是マデ區別ヲ立テ、居ダノニ、之ヲ一樣ニシテ差支ナイ、一樣ニスル道理

ガアルト云フ點ニ附イテ、政府ノ見ル所ヲ一言承ッテ置キタイ、其上デ贊否ヲ極メタイ

(政府委員農商務總務長官藤田四郎君演壇ニ登ル)

○政府委員(藤田四郎君) チヨット、此案ノ委員會ヘ私ハ出マセヌカラ、何ト答ヘタカ存ジマセヌガ、エライ反對ハセナンダラウト思ヒマス、併シ唯今堀

越君ノ御趣意ハ、即チ網ナドデ致シマスルノハ、現行法ニ於キマシテハ、半額ニナシテ居リマスデ、之ハ段々堀越君モ委員ノ——橋元サンモ委員一人

デ入ラシヤツカ、ドウカ知レマセヌガ、其他ノ委員ノ御方カラ、伺ッテ下サ

ルヤウニ願ヒタイ(政府委員ハ同意シテ居ルカ)ト呼フ者アリ)エライ反對ハ

セナンダト思ヒマス、何レニナシテモ大シタコトハアルマイト思ヒマス、現

行法デハ半分ニナシテ居リマス、唯私ハ其時ノ委員會ノトキニ出テ居ラレマセ

ヌデゴザイマスカラ、ドウ云フヤウニ御答シタカ存ジマセヌガ、大體反對セ

ナンドラウト思ヒマス、其上ハアナタノ御意見テ御極メニナシテハ如何デ(政

府ハ意見ナシ、分ラヌ)ト呼フ者アリ)政府ハ現行ノ儘デ、別段改正案ヲ出シ

マセヌノデゴザイマス

○議長(片岡健吉君) 橋元君ノ修正説ニ成規ノ贊成ガアリマスカ

○議長(片岡健吉君) 成規ノ贊成ガナイト認メマス

(「贊成々々」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 贊成ナレバ起シテ贊成ヲ唱ヘヌト分リマセヌ

(此時起立スル者アリ)

○議長(片岡健吉君) 成規ノ贊成ガナイト認メマス——委員會ノ報告通デ、

御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ委員會ノ報告通決シマス

○恆松隆慶君(百三十九番) 直チニ三讀會ヲ開イテ確定セラレンコトヲ望ミマス

○議長(片岡健吉君) 直チニ三讀會ヲ開クコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ三讀會ヲ開クコトニ致シマス

狩獵法改正法律案

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 二讀會決議ノ通り御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ一讀會デ決定シタ通確定致シマス、議事日程ノ十ハ委員長ノ報告通、第二讀會ヲ開カザルコトニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通決シマス——報告ガアリマス

(書記朗讀)

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

貴族院ヨリ回付セラレタル議案左ノ如シ

明治三十四年度歲入歲出總豫算案並明治三十四年度各特別會計歲入歲出

豫算案

委員長及理事左ノ通常選セラレタリ

馬四去勢法案

提出者井上角五郎君

提出者降旗元太郎君

提出者内藤守三君

提出者串本康三君

提出者佐藤昌藏君

提出者小田貫一君

提出者望月圭介君

提出者山内吉郎兵衛君

提出者内藤守三君

提出者串本康三君

提出者佐藤昌藏君

提出者新井啓一郎君

提出者山田武君

提出者石黒涵一郎君

提出者永江純一君

提出者齊藤卯八君

提出者花井卓齋君

提出者東良三郎君

提出者金井貢君

札幌農學校ヲ大學ト爲スノ建議案

委員ヲ指定スル左ノ如シ

永代借地權ニ關スル法律案

三輪潤太郎君

東良三郎君

齊藤卯八君

花井卓齋君

林彦一君

齊藤卯八君

新井啓一郎君

山田武君

石黒涵一郎君

永江純一君

齊藤卯八君

花井卓齋君

東良三郎君

金井貢君

○星亨君(二百四十一番) 其唯今ノ配付シテ參々總豫算ニ附イテハ、如何ナ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 議事日程變更ニ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、議事日程ヲ變更致シマス

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○星亨君(二百四十一番) 其唯今ノ配付シテ參々總豫算ニ附イテハ、如何ナ

ル部分が貴族院ニ於テ修正ニナシテ居ルノアゴザイマスガ、簡短ニチヨット説

明ヲ願ヒタインデアル

○議長(片岡健吉君) 要領ダケヲ朗讀サセマス

(書記朗讀)

豫算

第一條 明治三十四年度歲入總額ヲ貳億五千參百四拾四萬四千七百參拾七圓歲出總額ヲ貳億五千百拾九萬七千八百參拾壹圓四拾四錢貳厘ト定ム

甲號

歲入經常部

第三款

專賣局益金

金九百五拾四萬八千八百貳拾參圓

第九項

鐵道益金

金七百參拾壹萬七千參百參拾壹圓

第五款

歲入臨時部

第一項

償金繰入

金千八百貳拾參萬貳千九百五拾貳圓

第六款

內務省所管

第一項

痘苗製造所

政府提出案ニ復活

第十二款

府縣

政府提出案ニ復活

第一項

俸給及諸給

金貳百六拾七萬參千參百九拾九圓

第十一款

內國稅徵收費

政府提出案ニ復活

第一項

俸給及諸給

金百六拾四萬八千五百六拾壹圓

第六項

大藏省所管

政府提出案ニ復活

第二款

司法省所管

政府提出案ニ復活

第二款

裁判所

政府提出案ニ復活

第四款

地方監獄

政府提出案ニ復活

第一項

俸給及諸給

農商務本省所管

第一款

農商務本省

政府提出案ニ復活

第一項

俸給及諸給

金九萬八千貳百九拾四圓

第四款

農事試驗場

金拾參萬八千六拾七圓七拾九錢

第一項

俸給及諸給

金四萬九千貳百貳拾四圓

第二項 廳費  
第六項 旅費  
第七項 雜給及雜費  
第八項 事業費

第七款 生絲檢查所  
第八項 事業費 何レモ政府提出案ニ復活

第一項 俸給及諸給  
第二項 廳費  
第六項 旅費

第七項 雜給及雜費  
第八項 事業費

第一項 遞信費  
第二項 廳費  
第六項 旅費

第七項 生絲檢查所  
第八項 事業費 何レモ政府提出案ニ復活

第一項 俸給及諸給  
第二項 廳費  
第六項 旅費

第七項 生絲檢查所  
第八項 事業費 何レモ政府提出案ニ復活

第一項 吳造兵廠擴張費  
第二項 海軍省所管  
第六項 農商務省所管

第七款 新營費  
第八項 航空團費  
第六項 陸軍省所管

第一項 吳造兵廠擴張費  
第二項 海軍省所管  
第六項 農商務省所管

第七款 新營費  
第八項 航空團費  
第六項 陸軍省所管

第一項 吳造兵廠擴張費  
第二項 海軍省所管  
第六項 農商務省所管

第七款 新營費  
第八項 航空團費  
第六項 陸軍省所管

第一項 吳造兵廠擴張費  
第二項 海軍省所管  
第六項 農商務省所管

第七款 新營費  
第八項 航空團費  
第六項 陸軍省所管

第一項 吳造兵廠擴張費  
第二項 海軍省所管  
第六項 農商務省所管

第七款 新營費  
第八項 航空團費  
第六項 陸軍省所管

## 第一款 專賣局作業費

第一項 備給及諸給 金五拾六萬九千四百貳拾八圓

歲出  
遞信省所管

官設鐵道

歲出

## 第一款 鐵道作業費

第一項 備給及諸給

## 第六項 事業費 何レモ政府提出案ニ復活

○星亨君(二百四十一番) 唯今朗讀ニナツタ所ヲ約言スレバ、詰リ衆議院ノ可決シタル所ノ備給ヲ復活致シ、若クハ司法省ノ控訴院ノ人員ヲ政府案ニ復

活シ、ソレニ臺灣ノ新營費ヲ復活致シ、ソレカラ海軍省ノ所管ニ於テ、吳造兵ノ擴張費ヲ否決シタ、斯ウ云フノデアルト私ハ信ズルノデアル、此事ニ附

イテハ既ニ當院ノ意見ト云フモノヘ定ツテ居ルノデゴザイマスカラ、即チ貴族院ノ修正ニハ吾々ハ同意ガ出來ナイノデアル、故ニ是ニ於テ貴族院ノ修正ヲ否決ヲ致シテ、サウンシテ協議會ヲ求メルノ外ナイト考ヘル

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 貴族院ノ回付ニ同意スルヤ否ヤノ採決ヲ致シマス、貴族院ノ修正通ニ、同意ヲシヤウト云フ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

〔贊成々々〕ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 休憩ヲシテ之ヲ選ブト云フコトニ附イテ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、同意シナイコトニ致シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、同意シナイコトニ致シマス

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、協議會ヲ開クノデゴザイマス、然ラバ協議會委員ノ數ト人トヲ極メナケレバナラスト考ヘル、

數ハ例ノ矢張十名ト云フコトガ宜イカト、私ハ信ズルノデゴザイマス、モウ一ツノ選舉ハ本法ニ依ヅテ選舉ヲ致シタイト考ヘル、今マテ議長ニ委任スルトカ、各部ニ委任スルノハ、所謂委任致シタ譯デアルガ、本法ニ依ヅテ各部

〔「贊成々々」ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) ソレデハ同意シナイコトニ御異議ハアリマセヌカ

起立者 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、各部ヲ通ジテ選舉スルコトニナリマシタ、是ハ本日散會後ニ選舉ヲシマスカ

○星亨君(二百四十一番) 願ハク此間ニ休憩シテヤリタイ、會期ハ最早二日程シカナインアリマスカラ、遂ニハ會期ノ満ツルト云フヤウナコトニ至リハセヌカト、懸念致シマスカラ、多少休憩ヲ願フテ、直ニ選ブコトニシタイト思ヒマス

○議長(片岡健吉君) 休憩ヲシテ之ヲ選ブト云フコトニ附イテ、御異議ハアリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 「異議ナシ異議ナシ」ノ聲起ル

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、其通ニ決シマス、ソレデハ暫時休憩ヲ致シマス

○議長(片岡健吉君) 休憩前ニ引續ノ會ヲ開キマス、協議委員ノ投票ノ結果ヲ御報告致シマス

午後四時一分休憩

○議長(片岡健吉君) 午後五時四分開議

○議長(片岡健吉君) 休憩前ニ引續ノ會ヲ開キマス、協議委員ノ投票ノ結果ヲ御報告致シマス

〔書記朗讀〕

明治三十四年度歲入歲出總豫算案並明治三十四年度各特別會計歲入歲出豫算案兩院協議委員左ノ通音選セラレタリ

百三十一點 尾崎行雄君 百三十一點 章吾君 百三十一點 大岡育造君

百三十一點 武市彰一君 百三十一點 栗原亮一君

百三十一點 星本幸彦君 百三十一點 征矢野半彌君

百三十一點 亨君 百三十一點 宮崎榮治君

○議長(片岡健吉君) 是カラ議事日程ニ移リマス、議事日程ノ十一郵便貯金利子割増ニ關スル法律案、第一讀會ノ續、委員長報告藤金作君

○議長(片岡健吉君) 本案ニ附イテ各部

〔藤金作君演壇ニ登ル〕

十一 郵便貯金利子割増ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長)

○藤金作君(百八十二番) 本案ニ附イテ、委員會ノ經過ヲ報告致シマス、本案ハ昨日委員長理事ノ選舉ヲ行ヒマンテ、委員長ニ不肖藤金作、理事ニハ長瀬君ガ當選ニナリマシタ、サウンシテ直チニ政府委員ノ出席ヲ來メマシテ、本案ノ質問ヲ致シマシタ——議事ヲ開クコトニ致シマシタ、追ヒト質問モアリマス、又政府委員ガ色ニノ参考書類ヲ提出致シテ答辯ニナリマシテ、政府モ本議委員ヲ選ムコトニ附イテ、御異議ハアリマセヌカ

〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕

〔藤金作君演壇ニ登ル〕

〔藤金作君外二名提出〕

〔郵便貯金利子割増ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長)〕

〔藤金作君演壇ニ登ル〕

〔藤金作君外二名提出〕

〔郵便貯金利子割増ニ關スル法律案 第一讀會ノ續(委員長)〕

〔藤金作君演壇ニ登ル〕

(二四)

- 議長(片岡健吉君) 直チニ本案ノ一讀會ヲ開クヨトニ御異議ハアリマセヌ  
カ  
〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ一讀會ヲ開クニ決シマス
- 恆松隆慶君(百三十六番) 二讀會ニ於テ二讀會ヲ略シテ、可決アランコトヲ……
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ讀會省略ヲ致シ、全部ヲ議題ニ供シマス、本案ハ原案ノ通テ御異議ハアリマセヌカ
- 〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
- 郵便貯金利子割増ニ關スル法律案 確定議
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ確定ヲ致シマス、議事日程ノ十二……
- 恆松隆慶君(百三十六番) 十二カラ十六ハマデヲ一括シテ、議題トセラレンコトヲ望ミマス
- 議長(片岡健吉君) 十二ヨリ十六マデヲ一括シテ、議題ニスルト云フ、動議ガ出マシタガ、御異議ハアリマセヌカ
- 〔「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ〕
- 議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ一括シテ議題ニ供シマス
- 
- 十二 鐵道敷設法中改正法律案(重野謙 第一讀會ノ續(委員長報告)) 次郎君提出
- 十三 鐵道敷設法中改正法律案(高須賀 第一讀會ノ續(委員長報告)) 郷君外三名提出
- 十四 鐵道敷設法改正ニ關スル建議案(石黒涵 (委員長報告)) 一郎君外三名提出
- 十五 鐵道敷設法改正ニ關スル建議案(重野謙次 (委員長報告))
- 十六 鐵道線路調査ニ關スル建議案(重野謙次 (委員長報告))
- 議長(片岡健吉君) 野間五造君
- 〔野間五造君演壇ニ登ル〕
- 野間五造君(百四十九番) 唯今恒松君カラ動議ガ出マシテ、此十二カラ致申スノハ、十五ノ石黒涵一郎君ノ提出ニナリマシタダケヲ、重ニ申上ゲタラカラウト思ウ、此鐵道案ハ誠ニ不思議ナ案デアツテ、殆ド此帝國議會が始ツテ

以テ、此位澤山ナ財政案ト云フモノハナイ、額ニ於テ十億万圓以上ノ額ナル、實ニ驚クベキ法律案デアツテ、サウシテ又是ガ此議場ニ出ルト云フト、此大切ナ而モ高額ナ此案ガ、提出者カラ一ツノ御説明モ爲サラナイデ、委員付託ニナッタノデアル、吾々ハ其際ニ於テ一二三ノ質問ヲ試ミヤウトシタケレドモ、遂ニ委員付託説ノタメニ、吾々ノ質問權ヲ蹂躪サレテシマツタ案デゴザイマス、誠ニ不思議デアルノミナラズ、委員會ニ參リマシテカラモ、此十億万圓以上ノ大シタ法律案ガ、僅カ一時間ノ中ニ委員長理事ノ互選が濟ミマシテ、サウシテ直ニ議決ニナッタト云フ不思議ナ案デ、遂ニ私が今日不思議ナ案ノ、其經過ヲ御報告致ス次第デゴザイマス、所ガ此十二カラ十四マテノ間ト云フモノハ、後トテ御話ヲスレバ、ソレガ順序デ宜カラウト思フカラ、一番先ニ此石黒涵一郎君ノ出サレマシタ、鐵道案ニ附イテ御報告致シマスルガ、是ハ政府ニ向ツテ本年ノ議會ニ追加豫算ヲ以テ、調査費ヲ請求シテ吳レ、サウシテ澤山アル所ノ鐵道線路、即チ十億万圓ノ鐵道線路デハ、調査シテ吳レナイカト云フ建議案デアルノデアル、所ガ政府委員ノ話モ、是ハ色ニナ所ヲ調査シタイト思ウテ居ル、併ナガラ一年ノ間ニ是ダケノモノヲ、ヤッテ了ヘト云フハヒドイ、年數ヲ限ラナイデ置イテ吳レト云フ話デアツタ、ソレハ満場一致デゴザイマシテ、ソレカラ次期ノ議會ニ於テ、調査シタ結果ヲ報告シテ吳レロト云フ案ニナッテ居リマスカラ、之ヲモ削除ニナリマシテ、ソレカラ修正ニナリマシタノハ、中央線ノ中デ「長野縣下辰野ヨリ飯田愛知縣津貝ヲ新川ニ至ル鐵道及愛知縣下津貝ヨリ分岐シテ新城ニ至ル鐵道」ト云フ「新城」ヲ「大海」ト變ヘ、其次ヘ「石川縣下金澤ヨリ福井縣下勝山大野岐阜縣下八幡ヲ經テ愛知縣下名古屋ニ至ル鐵道」ト云フ「新

城」ヲ「大海」ト變ヘ、其次ヘ「石川縣下金澤ヨリ福井縣下勝山大野岐阜縣下八幡ヲ經テ愛知縣下名古屋ヨリト云フ「一線ガゴザイマスノヲ、其頭ニ「長野縣下松本又ハ愛知縣下名古屋ヨリ」斯ウ云フコトニ修正ニナリマシタ、其次ノ「福井縣下福井ヨリ分岐シテ大野ニ至ル鐵道」是ハ前ニ差入レタ線デ同ジモノノデアルカラ、削除ニナリマシタケレドモ、消シマシタカラト云ツテ、別段ソレガタメニ其線ヲ敷カヌト云フコトデナイ、中國線ノ「岡山縣宇野ヨリ岡山津山勝山ヲ經テ鳥取縣下米子ニ至ル」ト云フ所ヘ文字ヲ入レテ「島根縣下松江ヲ經テ濱田ニ至ル鐵道」ト云フノヲ加ヘタ、此修正ハ成ルベク今日世上ニ行レテ居ル説ニナツテ居ル鐵道ヲ網羅シテシマツテ、成ルベク澤山網羅シテ置イテ、是非調査レテ見テ、其中ノ必要ナル部分ヲバ、或ハ三十七年ナリ八年ナリニ於テ、政府カラ提出ヲスルトキハ之ヲ以テヤレ、ソレカラ四國鐵道ノ方ハ「德島縣下脇町ヨリ香川縣下高松ニ至ル鐵道」ノ下ニ「又ハ香川縣下琴平ヨリ徳島縣下池田ニ至ル鐵道」ト云フノヲ加ヘタ、此修正ハ成ルベク今日世上ニ行レテ居ル説ニナツテ居ル鐵道ヲ網羅シテシマツテ、成ルベク澤山網羅シテ置イテ、是非調査求スルコトガアルナラバ、其調査ノ結果ニ依ツテヤツテ貴ヒタイト云フ、極穩當ナ案デゴザイマシテ、是ハ先づ大多數ヲ以テ可決ニナリマシタ、ソレカラ後ハ重野謙次郎君ノ出サレマシタ案ガ、二ツゴザイマスノデ、法律トサウシテ

建議案、ソレカラ高岡忠郷君ト高須賀穂君ノ御出シニナリマシタ案ガゴザイマシタガ、此高須賀君ノト高岡君ノハ別ニ致シテ、重野君ノ御出シニナッタ案ニ附キマシテハ否決ニナリマシタ、其否決ニナリマシタ理由ハ、一二三或ハ澤山理由ガ出ルデアラウト思シテ居タ所ガ、先ツ第一否決ノ理由ト云フモノハ、政府ガ財政整理ヲスルカラ、ソレカラヤツテハドウデアラウト云フヤウナ說モ出テ、ソレカラ中ニハ色ニ之ニ附イテハ、世間ニモ不評ガアツタ案デゴザイマス、段々攻撃的ノ意見モ出テ、餘リソレハ云フ必要ハアルマイ、最早死刑ノ宣告ニナッテ居ル案デ、最早運命モ定シテ居ルニ勝利殺シニスル必要モナカラウ、好イ加減ニ止メヲ刺シタ方ガ宜カラウト云フノテ、時期切迫ト云フヲ以テ否決ニナッタ、是ニ對シテ政府委員ノ說ヲ聞クニ、政府委員モ反対デアルカラ、即決ニ否決ノ運命ヲ定メテシマツダ、私ハ石黒案ト云フニ對シテ、成立ヲ望ンテ置キマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 十五ニ對シテハ、是ヨリ議事ヲ御開キニナッテ宜シウゴザイマスガ、十二、十三、十四、十六ハト云フモノハ、議事ヲ延期スルト云フコトニナランコトヲ希望致シマス

## (賛成ト呼フ者アリ)

○石黒澠一郎君(三百番) 唯今議事ノ延期ニ賛成ガアリマシタヤウデゴザイマスケレドモ、唯今一括シテ報告サレマシタ議案ニ附キマシテハ、政府モ不同意、少數者意見報告モナシ、總テ今日ニ於キマシテハ、此案ニ附イテノ紛議ト云フモノハ、消滅シテ居ル、將來會期切迫シテ居ルトキニ於テ、斯ル案ノ可否ヲ決セズシテ、空シクスルト云フコトハ、是ハ甚ダ議院ノ面目トシテ好マナイ、宜シク總テ一括シテ公明正大ニ、此場合ニ於テ可否ヲ決セラレントコトヲ希フ

○高須賀穂君(八十番) チヨツト委員長ニ伺ヒタイ、元來石黒君カラ御提出

タ、先日原遞信大臣ニ就イテ、此法案ニ附イテ質問シタ所ガ、唯今政府委員ノ御話ノ通、本年ハ政府ノ餘剩金ヲ以テヤレル場合ガアラウ、若シ足リナイトキハ臨時ニ追加豫算ヲ出シテ、調ベルト云フコトデアレバ、着手ハ今日カラ掛ルコト、認メテ、委員會ハ決議ニナリマシタ

○高須賀穂君(八十四番) ソレデハ今ノ委員長ノ御報告ニ據ルト云アト、調査費ト云フモノガマダ多少アル、併ナガラソラ成ル程鐵道調査費ヲ要求スト云フコトデゴザイマシタガ、次ノ議會、即チ次ノ議會ニ提出セシコトヲ望ムト云フ、次ト云フノヲ削シタノハ、ドウ云フ譯デ

○野間五造君(百四十九番) 是ハ先刻モ申上ゲタ通、日本中ノ鐵道ヲ十億万以上ノ澤山モノデアリマスカラ、ソレヲ一年ノ間ニヤツテ吳レト云フコトハ、ムツカシイト云フ政府委員ノ御話デ、吾モ尤ト思シタ、其中テ一番何レヲ先キニスルカト云フコトニナルト、會期切迫ノ今日ニ於テ、己ノモヤツテ吳レ、已ノモヤツテ吳レト云フノテ、逆モ是ハ定ラナイト云フノテ、次ノト云フコトニナッテ居リマスカラ、吾ニモ満足シタノテ

○重野謙次郎君(九十三番) チヨツト質問シタイ、野間君ニ御尋シタイノデスガ、今ノ委員長ノ報告ハ、委員會ニ現レザルコトヲ言シテ居ル、ソレカラ

此十億万圓ノ案ダト云フコトハ、何ニ依シテ言ハル、ノデアルカ、實ニ不思議ノ案デアルト云フコトヲ附加ヘテ、説明サレテ居ル、ソレデ其事モ質問シタイト思フ、又私カラ提出シタ案ハ、昨年ノ案ヨリモ此線路ト云フモノヲ餘程減ラシテアルノデ、昨年ノ案デスラ四億何万圓、五億万圓ナシ位ノ案デアル、所ガ今年ハ豫定線——昨年ノ案ハ一期二期ノ區別ヲ、スッカリナクシテシマツテノ金高デモ、五億万圓ニ上ラナカッタノデ、本年ハ豫定線ノ中ヲ一期線二期線ヲ、區別ヲ餘程、線路ヲ區別シタノデ、其中カラ出シタノデ、必要ナモノヲ一期線ニ繰上ゲタノデアリマスカラ、金高ニ依ルト從來ノ金高ヨリ殖エテ居ラヌノデ、ソレヲ此案ガ十億万圓ノ案デアルト云フノハ、何ニ依テ言ハル、カ、實ニ驚入シタコトデ、ソレカラ昨年ハ反対ハナカッタノハ、一二期二期ヲ區別シタノデ、反対ハナカッタノデ、即チ今度ハ豫定線ハ豫定線トシテ、四線路ダケヲ一期線ニ繰上ゲテ、從來ノ一期線ガ成功シタナラバ、著手セヨト云フ案デ、ケレドモ委員會ニ於テハ時日ガナイカラ、之ヲ一日位ノ間ニ、貴族院マデ回スコトハ出來スカラシテ、先ツ之ヲ延期スルト云フ論デ、或ハ財政ノ論モアルケレドモ、此案ガ不思議ナ案デアルトカ、或ハ十億万圓ノ案デアルト云フコトヲ述ベラレルノハ、委員會ニモ曾テナイノデ、サウ云

○野間五造君(百四十九番) 唯今質問ヲ受ケマシタカラ、御返事ヲ申上ゲル、ソレハ委員會デモ說ガツタ、所ガ政府委員ノ話モ成ルベク政府ノ方ノ經濟ガ許サバ、別ニ追加豫算ヲ出サナクテモ、是非調査シテ往ク積テアル、本年度ニ取調べル位ノ經費ハ、或ハ出ルカラモ知レナシ、斯ウ云フ話デアル、尙ホ自分が委員會デ話シタノハ如何ノ譯デアルカト云フコトヲ問ヒタ

○野間五造君(百四十九番) 此席カラ御答致シマス、ソレハ委員會デモ說ガツタ、所ガ政府委員ノ話モ成ルベク政府ノ方ノ經濟ガ許サバ、別ニ追加豫算ヲ出サナクテモ、是非調査シテ往ク積テアル、本年度ニ取調べル位ノ經費ハ、或ハ出ルカラモ知レナシ、斯ウ云フ話デアル、尙ホ自分が委員會デ話シ

ヲ取シテ御話シタルノデハナリ、總テノ案ガ十億万圓ニナルト云フノハ、石黒案モ加ヘテアル、竝ニアナタカラ不思議ナ案デアルト云フコトヲ御尋ガアッタカラ、アナタガ御聽ニナルナレバ、不思議ナ案デアルト云フコトヲ、説明ヲ是カラ致シマセウカ、如何デアリマスカ

〔ヨシタマヘ〕又「採決々々ト呼フ者アリ」

○議長(片岡健吉君) 採決シヤウト思ロマス

○野間五造君(百四十九番) 議長——議長

○議長(片岡健吉君) モウ採決ヲシヤウト思ヒマス

〔採決々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 大村和吉郎君、質問デアリマスカ

○大村和吉郎君(五十七番) 質問デス

〔採決々々ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) モウ採決シテハドウデス

○大村和吉郎君(五十七番) 大體政府委員が居ラレマスカラ、政府ノ調査ノ方針ヲ能ク此處デ御話サレンコトヲ……

○議長(片岡健吉君) 採決致シマズ、此議事ヲ延ベヤウト云フノハ……

○大村和吉郎君(五十七番) 御許ニナリマセヌカ

○議長(片岡健吉君) 採決スルコトヲ宣告シテアリマスカラ、採決致シマス

○議長(片岡健吉君) 壓制デスネ

○議長(片岡健吉君) 議事ヲ延ベヤウト云フノハ、先決問題デアリマスカラ、此方カラ採決致シマス、此十二、十三、十四、十六ノ議事ヲ延ベヤウト云フニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數  
○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、次ニハ十五ノ建議案ノ採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ニ、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、次ニハ十五ノ建議案ノ採決ヲ致シマス、委員長ノ報告ニ、同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

○議長(片岡健吉君) 多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 十七ヨリ二十六マデハ一括トシテ議題ト爲シ、提出者ノ説明ヲ略シマシテ、委員ニ付託セラレンコトヲ望ミマス、其委員ハ是ガ決シテ上デ、何名ノ委員ト云フコトヲ提出致シマス

○議長(片岡健吉君) 十七カラ二十六マデヲ一括シテ議題ニスルト云フ、恵松隆慶君ノ動議が出来シマシタガ、御異議アリマセヌカ  
(異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ、一括シテ議題ニ供シマス、孰モ議案ノ朗讀ヲ省略致シマス

十七 不動産登記法中改正法律案(松島廉作君外一名提出) 第一讀會  
不動産登記法中左ノ通改正ス  
町村制中左ノ通改正ス  
第四條第二項中「郡參事會之ヲ議決」ノ下「ス」ヲ「府縣知事ノ許可ヲ受可シ」ニ改ム  
加フ

十八 町村制中改正法律案(松島廉作君外一名提出) 第一讀會

町村制中左ノ通改正ス  
第四條第二項中「郡參事會之ヲ議決」ノ下「ス」ヲ「府縣知事ノ許可ヲ受可シ」ニ改ム  
可シニ「府縣參事會之ヲ議決」ノ下「ス」ヲ「内務大臣ノ許可ヲ受可シ」ニ改ム

十九 煙地價特別修正法律案(平岡萬次郎君提出) 第一讀會  
第一條 煙地價特別修正ヲ爲スヘキ地方及其ノ修正地價額左ノ如シ  
加古郡 兵庫縣 煙地價 三十二萬九千九百九十七圓二十三錢二厘  
第二條 每筆ノ修正地價ハ明治三十四年六月一日ノ土地臺帳面地價ニ應シ  
按分シテ之ヲ定ム

第三條 本法ニ依リ地價ヲ修正シタル土地ノ地租ハ明治二十四年分ヨリ修正地價ニ依リテ之ヲ徵收ス

二十 刑法中改正法律案(安藤龜太郎君外四名提出) 第一讀會  
刑法中左ノ通改正ス

第七條第一號ヲ削ル  
第十二條削除  
第十三條削除  
第十四條削除  
第五十九條第一號ヲ削ル  
第六十六條但書ヲ削ル  
第六十七條第一號ヲ削ル  
第六十八條第一號ヲ削ル  
第一百六條中「死刑及ヒ」ヲ削ル  
第一百八條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百二十一條第一號中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ「無期徒刑」ヲ「有期徒刑」ニ改ム  
流刑ニ「有期流刑」ヲ「重禁禁獄」ニ改ム  
第一百二十三條中「死刑」ヲ「無期流刑」ニ改ム

第一百二十九條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百三十條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百三十一條中「死刑」ヲ「有期徒刑」ニ改ム

第一百三十八條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百三十九條中「無期徒刑」ヲ「有期徒刑」ニ改ム

第一百四十二條第一項中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十一條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十二條第一項中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十三條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十四條中「無期徒刑」ヲ「有期徒刑」ニ改ム

第一百四十五條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十六條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十七條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十八條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百四十九條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十一條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十二條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十三條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十四條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十五條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十六條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十七條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十八條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百五十九條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十一條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十二條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十三條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十四條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十五條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十六條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十七條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十八條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百六十九條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十一條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十二條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十三條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十四條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十五條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

第一百七十六條中「死刑」ヲ「無期徒刑」ニ改ム

二十二 刑法中改正法律案（安藤龜太郎君外四名提  
出） 第一讀會

刑法中左ノ通改正ス

第三百一十一条「本夫又ハ本婦其配偶者ノ姦通ヲ覺知シ姦所ニ於テ姦夫又ハ  
姦婦ヲ殺傷シタル者ハ其罪ヲ宥恕ス但本夫ハ又本婦先ニ姦通ヲ縱容シタ  
ル者ハ此限ニ在ラス

第三百五十三條「有婦ノ夫又ハ有夫ノ婦姦通シタル者ハ六月以上二年以下  
ノ重禁錮ニ處ス其相姦シタル者亦同シ

本條ノ罪ハ本夫又ハ本婦ノ告訴ヲ待テ其罪ヲ論ス但本夫又ハ本婦先ニ姦  
通ヲ縱容シタル者ハ告訴ノ效ナシ

二十三 民法中改正法律案（安藤龜太郎君提出） 第一讀會

民法第七百三十七條第二項ノ次ニ左ノ一項ヲ加フ

又ハ後見人ハ其子ニ代ハリテ本條第一項ノ行爲ヲ爲スコトヲ得但後見人  
ハ親族會ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

二十四 鍼下年期、新開免租年期、地價据置年期ノ延  
長ニ關スル法律案（早川龍介君外三名提出） 第一讀會

明治三十三年十二月三十一日以前ニ許可ヲ受ケタル鍼下年期、新開免租年  
期又ハ地價据置年期ニシテ其ノ土地ノ近傍ニ於ケル同一狀況ニ在ル土地ノ  
鍼下年期、新開免租年期又ハ地價据置年期ト權衡ヲ得サルモノハ本法施行  
後一箇年内ニ限り年期中ト雖其ノ年期ノ延長ヲ爲スコトヲ得但シ鍼下年期  
新開免租年期又ハ地價据置年期ニ付テ定メタル最長期ヲ超ユルコトヲ得ス

二十五 開墾地、開拓地、新開地年期繼續ニ關スル法  
律案（早川龍介君外三名提出） 第一讀會

開墾著手後九年ヲ經過セサル土地又ハ鍼下年期、新開免租年期若ハ地價据置  
年期ヲ有スル土地ニ對シ荒地免租年期又ハ低價年期ヲ許可シタルトキハ  
其ノ期間ハ地租條例第十六條第二項ノ十年中ニ又ハ鍼下年期、新開免租年  
期若ハ地價据置年期中ニ算入セス

二十六 舊神官配當祿處分法案（永井嘉六郎君外一  
名提出） 第一讀會

本法ハ開墾著手後九年以内ニ又ハ鍼下年期、新開免租年期若ハ地價据置  
年期ニ荒地免租年期又ハ低價年期ノ許可ヲ受ケ其ノ年期明ニ至リ未タ地價  
ノ設定又ハ修正ヲ爲ササルモノニモ之ヲ適用ス

第一條 明治三年十二月社領上知ノ時現ニ其ノ社領ヨリ配當ヲ受ケタル者  
舊神官配當祿處分法

又ハ其ノ家名承繼人ニシテ明治十年太政官第三十二號布告施行ノ際公債證書ノ給與ヲ受ケタル者ハ其ノ社領ヨリ受ケタル配當高ニ基ツキ明治十一年太政官第三十二號布告ノ率ニ據リ換算シタル金額ヲ祿高整理ノ爲發行スル公債證書ヲ以テ給與ス

第二條 前條ノ給與ヲ受ケムトスル者ハ證據ヲ具シ地方廳ヲ經由シテ大藏大臣ニ出願スヘシ但シ本法施行ノ日ヨリ一箇年内ニ出願セサル者ハ本法ノ給與ヲ受クルコトヲ得ス

〔異議アリ〕ト呼フ者又ハ發言ヲ求ムル者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 異議ガアルサウデアリマスガ、其通ト云フ宣告ハ致サナカッタノデスカラ、尙ホ念ノタメニ採決ヲシマス、恵松隆慶君ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス

起立者

多數

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス

○恵松隆慶君(百三十六番) 此委員ノ付託デゴザイマスガ、十七ハ九名ノ委員ヲ議長指名、十八モ同ジク九名ノ委員、十九ノ日程ハ先ニ矢張地價修正ト云

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、議事日程ノ一十七野蒜築港ニ關スル建議案、委員長ノ報告——田村順之助君

ハ特ニ九名ノ委員ヲ選マレンコトヲ望ミマス

〔賛成々々〕ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 恵松隆慶君ノ動議ニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシ異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕  
○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ同一ノ委員ニ、是ハ九名ノ委員ニ付託セラレタイ、

ヲレカラ二十四、二十五ハ一括シテ是ハ九名ノ委員ニ付託シ、二十六ハ、此案

野蒜築港ニ關スル建議案(菅原傳君外五名提  
(委員長)  
(報告)

二十七

野蒜築港ニ關スル建議案(菅原傳君外五名提  
(委員長)  
(報告)

出)

(委員長)

報告

二十七

野蒜築港ニ關スル建議案(菅原傳君外五名提  
(委員長)  
(報告)

○議長(片岡健吉君) 九名ノ審査委員ヲ議長が指名シテ御異議ハアリマセヌ  
か

(「異議ナシ異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通取計ヒマス、議事日程二十九日  
設鐵道新線路敷設ニ對シ補給利子ヲ付與スル件ニ關スル建議案、委員長ノ報  
告、山本幸彦君

二十九 私設鐵道新線路敷設ニ對シ補給利子ヲ付與スル

ノ件ニ關スル建議案(恒松隆慶君外二名提出)

○山本幸彦君(百十六番) 簡單な案デスカラ、議席カラ報告シマス、此案  
ハ議場ニ現レタ時分ニ、提出者ノ説明モナカツタ位デアリマスガ、是ハ其私  
設鐵道、即チ官設豫定線ニ接續ヲスル所ノ私設鐵道ニシテ、工事ノ難易若ク  
ハ國家が見タ所ノ經濟軍事上ニ最モ必要ナル線路ト認メタ場合ニハ、補助若  
クハ利子ノ補給ヲシテ、サウシラ竣工ノ速ナランコトヲ希望スルト云フノ  
ガ、精神デアリマス、詰リ國家が負擔ヲシテ居ル線路デアリマスガ、是ハ其私  
勢デアリマスレバ、國家が責任ヲ持テ居ル鐵道ニシテ、之ヲ年期通ニ悉ク  
竣工セシムルト云フコトハ、頗ル難事デアラウト考ヘマス、所デ一面ニハ今  
日ノ場合、鐵道ノ普及ト云フコトハ、孰モ認メテ居ル話デアリマス、斯様ナ  
場合ニ於キマシテ、官線ノ豫定線ニ私立ヲ許シタ場合ニ、其場合ニシテ其鐵  
道ニシテ最モ國家が認メテ、速成ノ必要ヲ感ズル場合ニハ、相當ノ補助ヲ與  
ヘテ、サウシテ速成ヲセシムルコトハ當然ノコトデアラウ、因テ相當ノ補助  
ヲ實施スルコトノ途ヲ議ゼラレタイト云フノガ、此案ノ精神デアリマスル

二十九 議長(片岡健吉君)

議長

ノ財政ハ總テ公債政略ハ破レテ居ル所デアル、斯ノ如キ困難ナ場合ニ、是ガ急ニ必要ト云フコトモナイノニ、是カラ補給ヲ御出シナサイト云フコトハ、誠ニ私ハ出來得難イコトデアルト思フノデゴザイマス、元來明治二十八九年ノ際ニ、餘リ政府ガ事業ヲ煽テ過ギタカラ、今日此困難ヲ來シテ居ルノデアレ、財政ヲ因縁ヲ公債ヲ暮レロトミ出来ク、又詩ニ居レハ、貴フ裏ノ

モ出來ヌト云フ場合ニ、斯ウ云フコトヲ政府ニ御ヤリナサイト云フコトヲ言  
フノハ、如何ニモ時勢ニ不適當ト思ヒマスカラ、廢案ニナランコトヲ望ミマス

○早川龍介君（一百一番）簡短ニ賛成ノ意ヲ述べタイ  
〔採決会合ノ聲起ル〕  
○議長（片岡健吉君）モウ採決シヤウト思ヒマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立

〔起立者 多數 ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 多數ト認メマス、可決致シマシタ、議事日程ノ三十史  
談會國庫補助ニ關スル建議案、委員長ノ報告、田口卯吉君——根本正君

### 三十 史談會國庫補助ニ關スル建議案(根元正君外二名提出)

(委員長 報告)

會國庫補助ニ關スル建議案ハ、昨日會議ヲ開キマシテ、委員長理事ノ選舉ヲ致シマシテ、引續キ政府員ヲモ招キマシテ、ソレく調査致シマシタガ、此建議案ハ既ニ十四議會ニ於キマシテモ本議ニ上リマシタコトデ、近世ノ歴史ヲ編ムニ必要已ムヲ得ザルモノト思ヒマス、近世史ノ今日マデ、最モ日本開國以來ノ歴史ニアリマスカラ、ドウカ滿場一致ヲ以テ、可決セラレンコトヲ望ミマス

○議長（片岡健吉君）採決ヲ致シマス、本案ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ願ヒマス  
起立者 多數

○議長(岸國健吉君) 多謝ト認メマス

○議長（片岡健吉君）　採決致シマス、栗原亮一君カラ由程變更ノ動議方止マ  
「賛成々々」ト呼フ者アリ  
四年度ノ追加豫算ノ審査、審査ノ報告ヲ致シテ置キマス

シタカラ、賛成諸君ノ起立ヲ請ヒマス  
○議長(片岡健吉君) 多數 起立者 多數

明治三十四年度歳入歳出總豫算追加  
〔栗原亮一君演説登ル〕

日本海ノ補助、其他京釜鐵道ノ補助、是等ハ誠ニ重要ナル問題ニアリテ、此提出置キマス、此二十四年度ノ追加豫算ハ、北海道經營或ハ實業教育費ノ増加、又

ハ、餘程前デアリマシタガ、色ニナ法律案等ノ關係ガアズテ、此歲入經常部ニアリマス所ノ印紙收入ナルモノ、印紙稅法案ノ運命ガ定マラズシテ、其他實業教育ノ方ハ、貴族院ノ方ニ法律案ガ回ツテ居リマシタガ、可決ニナラズ、種々

官報號外

明治三十四年三月二十二日

衆議院議事速記錄第十六號

史談會國庫補助ニ關スル建議案

日程變更ノ取急動議

豫算追加案

二八七

三

モ、法律案モ通過シタモノアリマスカラシテ、原案ノ通賛成スルコトニ決定シテアリマス、ソレカラ日本海ノ定期航海、是モ種々審査致シマシタガ、要スルニ原案ノ如ク決定致シタノアリマス、又此京釜鐵道ノ補助費ハ、本年ノ年期ヲ過ルナラバ此權利ヲ失フ位ノ誠ニ危機切迫ノ場合テアリマシテ、是非本議會ヲ通過シナケレバ、成立セントスル會社モ崩レルト云フ譯テアリマスカラ、是モ必要ノモノト認メテ協賛スルト云フコトニ、決定シタノアリマス、ソレカラ豫算外國庫ノ負擔デアリマスガ、是モ同ジク定斯航海ノ補助デアルトカ、前ノ結果ニ依リマシテ、種々契約セネバナラヌ所ノ簡條テアリマシテ審査ノ上此航海ノ如キ契約ヲ、孰モ必要ト認メテ、原案通り議決スルコトニ決定シタノアリマス、ソレカラ臺灣ノ部ニ於キマシテ、特追第一號二十四年度ノ特別會計デアリマスルガ、是ハ臺灣ニ於キマシテ砂糖稅ヲ實施スルガタメニ、役人ノ數ヲ増サネバナラヌ、其他監督者等ニ經費ヲ要スルト云フノコトデアリマス、是モ段々審査致シマシタ所、詰リ原案ノ通賛成スルコトニ決定シタノアリマス、臨時部ニ於キマシテ、事業費ノ中營繕費ガ三万圓、是モ矢張之ニ伴フ所ノ官舍ヲ建築スル等ノ經費デアリマシテ、ソレカラ舊慣調査費ナルモノガアリマス、是ガ八万四千百六十三圓、今日臺灣ノ統治上ニ於キマシテ舊慣ヲ調査スルト云フコトハ、甚ダ必要デアル故ニ、是モ已ムヲ得ヌモノト認メテ賛成致シタノアリマス、ソレカラ七款ノ勸業費、是ハ農業ノ補助或ハ紙ノ製造等ノ獎勵ノタメニ、要スル所ノ費用デアリマシテ、孰モ必要ト認メテ、協賛スペキモノト決定致シタノアリマス、先づ大要斯ノ如キモノデアリマスカラシテ、極要略ダケヲ御報告申上げテ置キマス

○〔賛成ト呼フ者アリ〕  
○工藤行幹君(六十六番) 私ハ此案ハ、唯今委員長ノ報告デゴザイマスルガ、ドウカ此議事ハ、明日ニ延サレンコトヲ希望致シマス、其理由ヲ述ベマスレバ、是ハ今日ノ議事日程ニナインデ、此案モ持テ居リマセヌ、他ノコトナラバ、或ハ議案ガナクテモヤルガ宜イカセ知レナイケレドモ、數字的ニ係タルコトデアリ、殊ニ議會ノ切迫ト云フ委員長ノ言フコトハ、御尤デゴザイマス、御尤ダガ奈何ゼン私ノ粗ミ覺エテ居ル所デハ、此案ハ餘程大事ナ問題デアルト云フモノハ、確ニ私ノ記憶ニ存スルハ、日本海ノ航路ノ擴張ヲセネバナラスト云フコトデアル、是ハ全ク新事業デアル、或ハ北海道ノ十年計畫ト云フモノモアル、是等ハ私モ大體ニ於テ賛成デゴザイマスルガ、未ダ曾テ繼續ニナテ居ラヌ所ノモノヲ、更二十年計畫ヲシナケレバナラヌト云フコトハ、又一方ニハ……

○議長(片岡健吉君) 工藤君チヨット御待ナサイ、既ニ散會ノ時間ニナリマシタガ、少シ時間ヲ延ベルコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔異議ナシト呼フ者アリ〕

○工藤行幹君(六十六番) 又他ノ一方ニハ、始テ此度法律案ガ出來マシテ、貴族院ヲ通過スレバ、此案ト云フモノハ、北海道ノ地方ノ自治制ト云フモノモ、立ツテ往カナケヤナラヌ、ソレニ對スル所ノ費用ノ、見積方モアルヤウニ覺エテ居リマス、斯ノ如キ新規ナル重大ナルコトデ、而モ其金高ヲ合シテ二百幾万圓ト云フヤウナモノニナル、之ヲ今將ニ六時ニナラントスルモノヲ、無理ニ之ヲヤラウト云フコトハ、豫算委員ノ御賢明ナルコトハ、吾ニ信ジマスケレドモ、苟モ議員ノ一人ト爲シテハ、斯ノ如キコトヲ此咄嗟ノ間ニヤルト云フコトハ

如何ニモ衆議院ハ天下國民ニ對シテ不親切ニナルト思ヒマス、併シ會期切迫デアルナラバ、私共ハ厭ヒマセヌ、明日ノ休日ヲ潰シテ出ヨト云フコトナラバ、出テモ宜シウゴザイマス、又明日ハ貴族院ガ休デゴザイマスカラ、明日ヤルコトガ出來ナイ故ニ、勉強シタイト云フナラバ、明後日ヤラウトモ、其邊ハ議長ノ御命令ニ從ヒマスルケレドモ、吾ノ不能ナル、迪モ今之ヲ議スルト云フコトハ、到底爲シ能ハザルコトデゴザイマスカラシテ、ドウゾ是ハ延期アランコトヲ希望致シマス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○初見八郎君(二百六十九番) 私ハ定足數ニ満タメト思ヒマス、九十名バカ

リシカアリマセヌ

〔アリマスト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 定數ヲ缺イテ居ルヤウデアリマスガ、本案ハ工藤君ノ言ハレル通、明日ノ休日ヲ潰シテ、之ヲ議スルコトニシテハドウデス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 明日例刻ヨリ會議ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔書記朗讀〕

○議長(片岡健吉君) 御異議ガナケレバ其通致シマス、報告ガアリマス

〔書記朗讀〕

○議長(片岡健吉君) 定數ヲ缺イテ居ルヤウデアリマスガ、本案ハ工藤君ノ言ハレル通、明日ノ休日ヲ潰シテ、之ヲ議スルコトニシテハドウデス

〔賛成ト呼フ者アリ〕

○議長(片岡健吉君) 明日例刻ヨリ會議ヲ開クコトニ御異議ハアリマセヌカ

〔書記朗讀〕

○議長(片岡健吉君) 定數ヲ缺イテ居ルヤウデアリマスガ、本案ハ工藤君ノ言ハレル通、明日ノ休日ヲ潰シテ、之ヲ議スルコトニシテハドウデス